

会

議

午前10時 0分開議

議長（小泉孝敬君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議第76号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（小泉孝敬君） 日程により、議第76号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、議第76号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の8ページをお開きください。

議案のかがみでございます。

下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、次の9ページから12ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い所要の改正を行うためでございます。

条例の内容につきましては、条例改正関係等説明資料にて御説明申し上げます。

お手数ですが、説明資料の44ページをお願いいたします。

まず、会計年度任用職員制度の趣旨でございますが、従来、各地方公共団体によって様々であった臨時・非常勤職員の任用勤務条件等に関する取り扱いを統一し、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されます。これに伴い、現在の臨時・非常勤職員制度を見直し、関係条例の改正等が必要となりました。

次に、法改正の概要についてですが、一般職の非常勤の任用に関する制度を明確化するため、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用服務規律等の規程を整備、また特別職非

常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行うものでございます。制度導入前と制度導入後の職について整理したものが、下の図でございます。

制度導入後、 の会計年度任用職員は、週38.75時間未満の勤務のパートタイム職員と週38.75時間勤務のフルタイム職員に区分されます。

の特別非常勤職員は、専門的知識等に基づき助言、調査等を行うものに厳格化され、新地方公務員法第3条の規定により、第3項の1号は監査委員等、第2号につきましては農業委員会の委員等、第3号は産業医、各種統計調査員等、第3号の2は選挙長、投票管理者等、第5号は消防団の団員などに区分されます。

臨時的任用職員は、一般職常勤に欠員が生じた場合に厳格化され、 の臨時的任用職員以外の職は、 会計年度任用職員に移行され、さらにそれ以外の職は、業務委託や有償ボランティア等の私人となります。

45ページをお願いいたします。

法改正に伴う臨時・非常勤職員制度の見直しに伴う勤務条件としまして、フルタイム会計年度任用職員については、給料、旅費、期末手当などを支給することとなり、パートタイム会計年度任用職員については、報酬、費用弁償及び期末手当を支給することとなります。臨時的任用職員については、給与、旅費、休暇等処遇について一般職常勤職員と同様となります。

会計年度任用職員のフルタイム、パートタイムの給付についてまとめたものが、表-1となっております。また、期末手当支給割合については表-2のとおりで、一般常勤職員と同等な勤勉手当を年2.6月分支給するものでございますが、令和2年度につきましては、制度導入初年度であるため、全ての会計年度任用職員が4月からの算定となるため、6月分を0.39月とし、年1.69月分支給することとしております。

次の46ページから47ページは、会計年度任用職員制度導入に伴う下田市の条例改正等について、新規の本条例の概要及び関係する一部改正条例の改正点をまとめたものでございます。一部改正条例につきましては、議第77号で御説明申し上げます。

48ページをお願いいたします。

本条例案の逐条解説でございます。

第1条は、本条例の根拠法令及び趣旨について定めるもので、地方自治法第203条の2第1項から第3項までの規定に基づき、パートタイム会計年度任用職員には報酬、費用弁償及び期末手当を、同法第204条第1項及び第2項の規定に基づき、フルタイム会計年度任用職

員には給料、手当及び旅費をそれぞれ支給することを定めるものとございます。

以下、48ページから次の49ページ中段までは、根拠法令を抜粋したものとございます。

49ページ、第2条は、地方公務員法（以下「法」）第22条の2第1項第2号の会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」）は、常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の勤務時間（フルタイム）で勤務し、同項第1号の会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」）は、このフルタイムの職員の勤務時間に比し、短い時間（パートタイム）で勤務する会計年度任用職員を指すことを定めるもの。フルタイム会計年度任用職員の給与とは、給料、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員の給与とは、報酬及び期末手当を指すことを定めるものとございます。

50ページをお願いいたします。

上段は、第2条の根拠法令について抜粋したものとございます。

次に、第3条は、フルタイム会計年度任用職員の給料を下田市職員の給与に関する条例、別表第1に掲げる給料表によることとしているものとございます。

フルタイム会計年度任用職員の職種を別表において「定型的又は補助的な業務を行う職種」及び「高度の知識及び経験を要する業務を行う職種」と規定し、それぞれの職種に適用する給料月額を定めております。「定型的又は補助的な業務を行う職種」は、給料表の1級の最高号給の給料月額を、「高度の知識及び経験を要する業務を行う職種」は、同表の2級の最高号給の給料月額を範囲として定めるもので、フルタイム会計年度任用職員の級に属する具体的な職の内容や職の内容ごとの適用させる号給については、規則で定めることとしております。

51ページをお願いいたします。

次に、第4条は、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法について、一般職に属する職員（以下「一般職常勤職員」）の例によるものと定めるもので、下記「下田市職員の給与に関する条例」の規定に応じて、一般職常勤職員と同様に支給することを定めるものとございます。

続きまして、第5条は、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当、時間外手当、夜勤手当、休日勤務手当及び期末手当（以下「諸手当」）の支給について定めるものとございます。フルタイム会計年度任用職員に支給される諸手当の支給については、給与条例及び下田市職員の給与に関する規則（以下「給与規則」）の該当規定に応じて一般職常勤職員と同様に支給

するものとし、期末手当は、任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して支給することを定めるものでございます。

ただし、規則におきまして、任期が6か月に満たない者については、1会計年度内において任期の合計が6か月以上に至ったとき、または年度の初日に6か月未満の任期で任用された者であっても、前会計年度から引き続き任用され、その前会計年度の任期との合計が6か月に至ったときは、期末手当の支給対象となる旨を定めます。

52ページをお願いいたします。

続きまして、第6条は、フルタイム会計年度任用職員の給与の減額について、一般職常勤職員と同様とすることを定めるものでございます。

国民の祝日に関する法律（以下「祝日法」）で定める休日または年末年始の休日である場合、有給の休暇による場合、その他任命権者が定める場合を除き、フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間内に勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額を減額する旨を規則で定めることとしております。

次に、第7条は、公務災害、通勤災害等により休職に至った場合のフルタイム会計年度任用職員の給与について、下記「下田市職員の給与に関する条例」の規定に応じて、一般職常勤職員と同様とすることを定めるものでございます。

53ページをお願いいたします。

続きまして、第8条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額について定めるもので、パートタイム会計年度任用職員に係る報酬の基本額を月額、日額または時間額で定めるものとし、報酬の額の算定の基礎となる基準月額をそれぞれ定めるものでございます。

第2項、第3項及び第4項では、それぞれ月額、日額及び時間額の報酬の額の計算方法について定めるものでございます。

次に、第9条は、パートタイム会計年度任用職員に支給される報酬について定めるもので、報酬の支給に当たっての支給条件、算定方法等については、規則で定めることを定めるものでございます。

次に、第10条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について定めるもので、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、給与条例及び給与規則の該当規定に応じて、一般職常勤職員の例に準じて規則で定めることを定めるものでございます。

パートタイム会計年度任用職員は、報酬が月額、日額、時間額と様々であるため、規則において期末手当の基礎額等について定め、期末手当は、任期が6か月以上のパートタイム会

計年度任用職員に対して支給いたします。

54ページをお願いします。

第2項に関しましては、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者には、期末手当を支給しないことについて定めるもので、一般に週2日に見合う勤務時間未満では、本格的に職務に従事するとは言い難いものと考えられていること、また国の再任用短時間勤務職員（週の勤務時間が15時間30分以上フルタイム未満）に対しては、期末手当を支給することとされていることを踏まえて定めたものでございます。

なお、規則において、任期が6か月に満たない者については、1会計年度内において任期の合計が6か月以上に至ったとき、または年度の初日に6か月未満の任期で任用された者であっても、前会計年度から引き続き任用され、その前会計年度の任期との合計が6か月に至ったときは、支給対象となる旨を定めます。

次に、第11条は、パートタイム会計年度任用職員の給与の減額について、一般職常勤職員の例に準じて規則で定めるところにより、支給することを定めるものでございます。

給与を減額する場合としまして、祝日法で定める休日または年未年始の休日である場合、有給の休暇による場合、その他任命権者が定める場合を除き、パートタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員及び日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員ともに、その勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与を減額する旨を規則で定めます。

次に、第12条は、公務災害、通勤災害等により休職に至った場合のパートタイム会計年度任用職員の給与について、一般職常勤職員の例に準じ支給することを定めるものでございます。

次に、第13条は、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償の支給について定めるもので、パートタイム会計年度任用職員の通勤または公務の旅行に係る費用弁償の額は、一般職常勤職員の例に準じ、規則で定め支給することを定めるものでございます。

55ページをお願いいたします。

なお、通勤に係る費用弁償において、一般職常勤職員と同様に、一定の期間における通勤回数の少ない場合の減額または返納についても想定しているところでございます。

次に、第14条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬等の支給方法を規則で定めることについて定めるものでございます。

基本的に、第4条と同様に、一般職常勤職員の例による支給方法が想定されますが、月額

の場合と日額及び時間額の場合の支給日の取り扱いが異なることが想定されるため、詳細については規則で定めることとしております。

次に、第15条は、職務の特殊性を考慮し、給与を支給する必要が生じた場合の特例について定めるものでございます。

次に、第16条は、会計年度任用職員の給与からの控除について定めるもので、法第25条第2項の規定に基づき、給与は法律または条例により特に認められた場合を除き、通貨で直接職員にその全額を支払わなければならないこととされており、会計年度任用職員に係る給与からの控除については、給与から控除できるものを定めた給与条例第23条の規定を準用するものでございます。

なお、給与条例第21条では、口座振替の方法で支払うことができるとされております。

下記は、根拠法令の抜粋でございます。

56ページをお願いします。

上段は、第16条に関する給与条例を抜粋したものでございます。

次に、第17条は、規則への委任について定めるものでございます。

最後に、附則は、この条例を令和2年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ですが、議第76号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての説明を終了いたします。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 政府の掲げる同一労働同一賃金に関わるものかと思われま。

まず、44ページ、制度導入後の職員構成が異なるということで、それぞれの構成人数、変更後の構成人数を教えてください。

また、期末手当の支給ということで、人件費の増加額の見込み、また職員構成が異なる中でどの範囲までは労働組合員に当たるかという部分、わかれば御答弁をお願いいたします。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） まず、44ページの概要人数でございますが、まず、今、一番下の臨時的任用職員いわゆる臨時職員が約159人おります。この159人中、今の想定ですと150人が会計年度任用職員となります。その他といたしまして、公民館の館長、海の家

理人等が委託業務ということで、その他の私人になるかと想定されております。ただいま年度当初予算の要求中ございまして確定はしておりませんが、現在の想定としてはそういう状況になっております。

特別非常勤、一番上の特別非常勤職員は、これも今現在のところ743人おりますが、これもすみません、今のところまだ見込みでございますが、そのうち636人が特別職非常勤職員となる想定と、見込ですね、なっております。その他以外が先ほども申しまして、会計年度任用職員になるか、委託とか、また有償ボランティアという区分に分類されることを想定しております。

今回、会計年度任用職員に伴う経費の増加でございますが、今も先ほども申し上げましたけれども、今、当初予算の要求中で確定しているわけではございませんが、当初こちらの人事の見込みとしましては、2,200万円の増を想定しておりました。ただいま財政のほうで予算要求を上げているところでございますが、今の中間時点の予想につきましては2,600万円程度の増と、これは要求ベースの見込みとして財政より聞いております。

組合の範囲と申しまして、組合は一般職員、常勤職員の組合がありまして、あとその他、サンライズという臨時職員の組合がございます。そこが会計年度任用職員の方が引き続きやれるのかどうかというのは、すみません、今のところはっきりしてございませんが、そちらについては、今ある臨時職員の組合は任意で入っているという、全員が加入しているわけではございませんので、今後どうなっていくかは、すみません、私のところではまだ把握してございません。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 御答弁のほうをいただきまして、ありがとうございます。

また、時間外労働等、事業の見直しなどを含めまして、今後適正な職員の採用等をお願いして質問を終わります。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 大変申しわけないんですけども、なかなかこの説明だけではわかりにくいと、イメージが湧かないというのが率直な感想です。なぜかといいますと、現状がどうなっていて、この現状がどのようにこの法改正で変わるのかと、この説明がないからではないかと私は思うわけです。ですから、是非とも委員会の中では、そういう審議資料をき

っちりと出していただきたいと、この条文だけで審議しろと言われても、なかなか理解できる人が少ないんじゃないかという気がするわけです。

そうしますと、ここに書いてあります一般職の会計年度の任用職員だということですので、職種で言うとどういう職種になるのかと、先ほど159人のうち150人ほどがこの対象者だと、こういう答弁をいただいているわけですが、上のこの特別職非常勤職員については、それぞれの法律で職名まで出ておりますのでわかりやすいかと思うんですが、この一般職で150人もの対象というこの理解というのは、どういう職種になるのかというのが第1点であります。

そして、この方々に一定のボーナス、期末・勤勉手当、期末手当等も出すんだということでございますが、現状の期末手当とこの新たな制度による期末手当の比較というのはどうなるのかと、本当に給料が上がる形になるのかならないかと、勤務時間についてはどういう具合になるのかと、一応この想定は勤務時間そのものは変わらないという想定で、この条例制定が提案されているのではなかろうかと思うんですが、運用についてはパートの38.75時間未満と38.75時間と、一般職の正規職員と変わらない時間帯で働く人と、未満で働く人と、こういう分け方をしておりますので、そうしますと、このパートタイムの38.75未満の人というのは、具体的にどういう職種で何人ぐらいいるのかと、あるいはいないとすれば、今後どういうことがこの条例によって想定されるのかと。

ですから、うがった見方をしますと、同じ市の職員としての仕事をする人は正規職員として、ある人は全くこの臨時職員といいますか、会計年度任用職員としてお働きになると。しかし、給料には歴然たる差があると、こういうことを法的に認めるのかということにもなっていないかと思うわけです。従来形では、6か月更新で6か月以上の更新がある場合には、2年、3年たつ場合には、これは基本的に市の職員として採用すべきだと、違法なことをしているんだと、こういう理解だったと思うんですが、この改正によってそこら辺の部分はどうなるのかと。2年とか3年とか、採用されるような会計年度で区切るわけですから、そういう職員というのはあり得ないという、こういう想定に立つのかと、こういう疑問が出てくるわけですが、ちょっとこの条文からはそこら辺が、申しわけありません、自分が情けなく思いますけれども、理解ができませんので、どういうことになるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、後ほど条例で出てくるのかと思うんですが、定数の問題にもこれ絡めて、従来は定数に入れないものを今度は定数に入れるんだと、こういうことですので、なおさらこんがらがるといふか、どう理解するんだと、こういうことになってこようかと思うわけです。

この任期付きの職員を定数に入れるという、この理解という根拠というんでしょうか、理由というのはどういうことなのかということもあわせてお尋ねをしたいと思います。そこら辺のところは従来の見解と全く違う法解釈ということではないかと思しますので、そこら辺の御説明を求めたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） まず、この制度の趣旨としましては、今まで不明確であった特別職非常勤職員と下田市で臨時職員の取り扱いについて厳格化、明確化を行うという趣旨のもと導入された制度でございます。いわゆる今の臨時職員につきましては、先ほど申し上げたように159名ありまして、その内容につきましては、用務員が10名とか一般事務職員が30名とかございます。そういった、今後その方たちを会計年度任用職員のパートタイムかフルタイムか、または委託とかに振り分けるということになることとございますが、今、下田市の考えにつきましては、パートタイムの週7時間の臨時職員としてお願いを進めているところでございます。それに伴いまして、業務効率化も含め、各課には相談し予算要求を上げていただいているところでございます。

臨時職員の多いところは学校教育課の方々が、すごく保育所関係が多いんでございますけれども、その勤務に支障がないように担当課のほうでは十分ローテーションを加味していただき、そこに対して不足する部分の職員については、今募集を行っているところでございます。

あと、ボーナスがどの程度かということ、臨時職員のボーナスは、議員も御存じのとおりまちまちですので、はっきりした数字は出せないんです、今持っていないんですけれども、約0.9か月程度と、平均ですよ、平均そのぐらいじゃないかと、ぐらいじゃないかという言い方をして大変申しわけございませんが、制度が導入されれば2.6か月分支給されることとなります。ただ、来年度につきましては、4月からの制度導入ということになるので、4月分からの給与分が0.39で合計1.69ということとなります。ボーナスにつきましても、6か月以上引き続き勤務された方、週に15時間30分以上勤務されている、そういう条件は付け加えられます。

定数につきましては、会計年度任用職員、当然今までの臨時職員さんは定数に入りませんでした。今後、会計年度任用職員のフルタイムにつきましては職員としてカウントされますが、短時間につきましては職員としてカウントされません。定数の問題は、以前からあることとございますが、この会計年度の職員とか任用制度、職員の再任用制度、任期付き職員、

制度が今複雑化しているので、こちらの部分を、あと、また定年延長についても昨今言われている中、退職する職員の活用と言ったら失礼かもしれませんが、そういった活用等も含めて定数のあり方を含めて考えていきたいと思っております。当然人口減少も、減っておりますので財政も厳しい、財政を理由に会計年度任用職員を切ってはいけないのは重々わかっておりますが、今後の人口減少等に対応した中、定数問題については様々な制度も含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 当初要望しましたけれども、現状とこれを適用したときの対比表を作ってもらえるのかと、出してもらえるのかと、是非出していきたいと。

それから、これを見ますと、一般職の会計年度任用職員という、こういう表現と、一般職以外の現業職等々の制度もあわせてやるんだと、こういうことだろうと思うんですが、課長の答弁は、159人というのは、恐らくこの全部の職員であって、一般職と現業職等々の区分をせずにお答えをされているだろうと思うんですけれども、それぞれこの区分をしている以上、一般職に関わる部分の任用は何人でどういう、産休とか病休とかそういうものを想定しているだろうと思うんですが、それ以外のものがあるのかと。例えばタイピングをやっている方なんかは長い間同じ職種でやっていようかと思うんですが、あるいは幼稚園の先生や保育所の保育さん等も、半数以上は現在臨時だと、40人のうち20人近くは臨時だと、こういう現状の中で、この法適用がどうなるのかというのは、ただ条文だけではなくて、具体的に明示していただきたいと思うわけです、比較表を作ってですね。そういう資料を出して議論に供していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） 比較表については、こちらでもある程度用意してありますので、また委員会のほうで、議員の御満足するものかどうかはちょっとわかりませんが、ある資料を提示したいと思います。

それで、すみません、私の説明が不十分で申しわけございませんでした。一般職につきましては、常勤職員と非常勤職員に分かれておりますが、この中の常勤職員というのは、今年度当初243人いる中の一般職員240人、こちらについては現業職も含まれております。そして、再任用のフルが2人、任期付きの職員が1人となっております。非常勤職員につきましては、短時間の再任用職員が4人おるところでございます。内訳は、一般職の内訳としましてはこ

のようになっております。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君、3回目です。

13番（沢登英信君） また後で委員会の、自分のところの委員会だと思imasので、その他の要望としては、委員会に出せばいいんじゃないかと、やっぱり議員全員に理解を求めるという意味では、やはりこの条文だけではなくて対比表を全議員に前もって配付するというような姿勢を明らかにして、とっていただきたいと思imas。

それで、その他の私人、委託と有償ボランティアに分けるんだと、こういう御答弁があったかと思masですけども、具体的に今の臨時の職の中で、委託をしていこうというような職種というのは具体的にはどういうことなのか、あるいはボランティアに任せるといような職種のものというのは何を考emasしているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、具体的に定数が、今の定数の範囲の中で施行ができるのか、あるいは定数を増やすような形になるのか、逆にまた減らすような形になるのか、そこら辺の御検討はどうなっているのか御回答をいただきたいと思imas。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） まず、私人となる委託については、公民館の管理人が想定されております。ただ、ちょっとまだ各課の詳しい状況がわからないんです。もし交通整理人とかを雇う場合には、有償の……

〔発言する者あり〕

統合政策課長（平井孝一君） 交通指導員、すみません、交通指導員は有償のボランティア等になるのかなと想定しております。各課の細かい要求が今わかっていないので申しわけありませんが、人事の想定としてはそういう形になっていくのかと思masしております。定数につきましては、先ほども言いましたけれども、保育士がちょっとやっぱり足りない面が、保育所ですか、幼稚園、保育所で足りない面がありますので、その辺の増員を見込んでおります。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

12番 大川敏雄君。

12番（大川敏雄君） 2点ほど質問したいと思います。

今、説明の44ページの臨時的任用職員は159名いると、そして右側へ行って会計年度任用職員が150名だと、そのうちね。その右側のパートタイムとフルタイム、これ150人のうち、フルタイムは何人で、そしてパートタイムは何人になるのか、この辺は委員会で詳細につい

ては審査していただきますけれども、一応本会議でこれだけは説明いただきたいと。

それから、この条例を読んでみますと、大事なのはこれは規則なんですね、運用規則。運用については全て規則で定めると、こういうことになっているわけです。これは規則については、恐らく多分できているんだろうと思いますけれども、案がね。これは今回の議会で提示することはできますか。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） まず、パートタイムとフルタイムの会計年度任用職員の割合ですが、150人中、150人をパートタイムで各課にお願いしているところでございます。

あと、規則については、まだ細かい点がまとまっておりませんので、大変申しわけありません、議員さんに提示するような規則はまだ、すみません、できておりません。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 12番 大川敏雄君。

12番（大川敏雄君） 詳細のことは委員会で審議させていただきますけれども、びっくりしたんですけれども、全て150人はパートタイムだと、フルタイムはゼロですと、こういうことではございますが、先ほど来から質問が出ているように、僕が一番心配しているのは、やっぱり認定こども園あるいは下田保育所の保育士さんですね。これが現状は恐らく同じような、正職員と同じような形で同じ免許を持って対応しているというのは、実態的にはあると思うんです。今回のこの制度導入に伴って、やはりこの点が実に、今当局の説明だと、パートタイムを増やして、そして交代で7時間以内の運用で乗り切りたいと、こういうことでありますけれども、この点については、いささかもう少しこの検討をする必要があるなという感じがするんですけれども、このフルタイムがせっかくいい、条例上ではフルタイムのことが実に詳細になっているけれども、実態的には適用する人は150人のうちゼロだというのはちょっと理解できないんだけど、この点についてはどういうわけで、このフルタイムというのはゼロなんですか。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） 議員がまず言われた保育園の関係を例に挙げますと、事務の効率化、そこは保育園に限らず事務の効率化も含めて今後委託とかそういったものを含めて、人口減少が進む中、職員の定数についてもしっかりしていかなければならないと、それで、すみません、保育園・幼稚園を例に挙げて申しわけないんですけれども、そこについては2園ある幼稚園を今後統合していく、そういったことも考えられる中、暗に職員を増やすこと

は、今度職員が余ることも想定されてくるわけです。そういった将来的推測も踏まえまして、正職員の人数については採用を考えているところでございますが、先ほども申し上げたとおり、幼稚園・保育園に関しては、今回の会計年度の導入によって、勤務体制が厳しくなるといふ担当課からの報告を得ていまして、現在、再募集をかけているところでございます。

そういった中、ほかの一般事務につきましても同様に、今後、先ほど申し上げましたけれども、再任用である職員だとか、定年延長だとか、そういったものを含めまして職員のあり方についてはもっと考えていかなければならないということもございまして、来年度に当たっては短時間の7時間勤務で統一した中、今後の定数のあり方等については考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 大川敏雄君、3回目です。

12番（大川敏雄君） 委員会でいろいろ議論したいと思います。

なお、先ほど規則はまだ十分検討して、資料が出せないということでございますけれども、条例を読んでみて、大変規則に基づく内容というのは重要だなと、そうでないとなかなか内容を審議できないんじゃないかという思いがするわけです。そういう意味では、この種の新しい制度に基づく規則というのは、本来手元にあつて、規則案というのは手元になければならないんじゃないかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） 規則で定める部分につきましては、想定している部分はかなりありまして、例えば休職する場合には何時間以上勤務しなければならないとか、あと給料表に関し、給料ですね、それについては各種の経験、職種によって値に見合ったものと考えて細かいところは定め、ある程度の想定はちょっと担当では作ってあるにはあります。ただ、それをちゃんとした規則にまとめていることがないので、ある程度の中身、想定されるものについては考えて当然あります。この規則を定めるところということは、こういうふうにしていかなきゃとか、こういうふうにしようという案はございますけれども、そこまでは担当レベルでこうやってある資料がばらばらであつて、それをまたまとめている状況でございまして、出せるものがまだまとまっていないということでございます。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） ただいま2名、3名の方が任用職員制度に対する質問が出ております

が、非常にわかりにくい内容と申しますが、多岐にわたる制度の変更だと思います。私自身もつかみかねておりまして、事前から実は調べてあります。それでもわからないくらいなんです。実は、最近ニュース等で聞きます官製のワーキングプアという言葉がございますね。下田市現状では160名前後の臨時職員が平均が14万5,000円となっていると思います。教職の臨時が少し高いと思うんですが、平均の所得が14万5,000円ぐらい、こうしたことをワーキングプアと称しているんだろうと思うんですが、それらを今回の改正がはっきり明文化するという制度だろうと思います。

細かな条件、規律については、また委員会のほうでやらせていただくことなんですが、実は、大まかな部分で下田市の方向性を見る上で、これは大きな問題であろうと思います。実は、働く臨時職員として働いている方々の条件だけの問題ではなくて、これは住民、市民全員に対する行政サービスの質の問題にもつながっていると、この2点の部分を中心に考えないと、単純にスーパーさんが従業員を雇って、1時間当たりが安い高いという、そういう問題ではございません。公務員の身分を変える、条件を変えるということは、それがそのままサービス、住民サービスの質に反映されるという側面を持っております。

1つ伺ったことがあります、ある臨時職員にですね。そうしたら、事務局のほうから今回の改正について、身分について伺っていますという答えでしたが、現在、働いている時間が7時間45分で14万5,000円いただいていますと。来年4月1日からこれがどういうことになるかといいますと、7時間45分の勤務が7時間になると、切ってくださいという説明を受けたということで困惑しているわけです。そうしますと、その人にとっては1か月の勤務時間が短くなった分、昇給、手当等があっても、結局手取りは全く同じという現実になるんだろうと思います。

そこで、担当者の方に伺いたいと思うんですが、先ほど2,600万円の人件費の増加と申しましたが、昨日の総務省の財政審議会の中では、交付金で手当とするという提言がなされました。昨日の新聞発表なんです。この辺の見通しをひとつどういうふうに考えているのか、そうすればそっくり2,600万円助かるということなんですけれども、助かるということであれば、今申し上げた7時間の勤務にカットされて、結局手取りは同じですよということではなくて、現状の7時間45分まで働いて、手取りも多少は上増しになると、よかったねという話に行くだろうと思うんですが、短縮した場合に、その職場3人の臨時職員でやっておりますが、それぞれ短縮していった場合、4時間の欠が出ると。じゃ、この4時間どうするんだ、誰がやるんですかという話になるんですが、これは営業窓口を4時間短縮すると、これ

がそっくり住民のサービス低下につながるわけですね。こういったものが小さい、小さいけれども、各セクションであるんだろうと思います。これまた委員会でお尋ねしますけれども、その辺の不安といいますか、私は疑問があるんですが、この辺はいかがでしょうか。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） 7時間45分を7時間にしたことに対しては、事務の効率化も先ほども言いましたけれども、効率化も含めて各課にお願いし、不足分についてはまた再任用職員とか、そういうことも私たち人事の立場としては、その補う方法は想定しております。それが全て補える、再任用職員で補えるわけではございませんが、ヒアリングしてそういったことも想定しつつ、議員おっしゃるように、これによって住民のサービス低下等が生じないように考えております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 総務課長。

総務課長（日吉由起美君） すみません、交付税の関係だと、お尋ねの件は交付税が増額されるのではないかというお話かと思えますけれども、ごめんなさい、まだ細かいところを私も把握しているわけではありませんが、報道の関係で私が見たところによりますと、今まで期末手当とかがほとんど出ていないところが多かったと、そういう部分について期末手当の負担が大きくなるので、それを交付税で見てくれないかということで、各地から要望が上がっているというふうにはうかがっています。それから、その部分をこれだけ見ますよということで、まだ決定されたわけではないと思っていますので、要求の段階でそういうお話があったというふうに承知はしているところです。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） わかりました。また詳しいことは委員会のほうでお願いします。

原点の話になってしまうんですけれども、もともと公務員というのは、一般事務、事業所と違いまして、訓練を受けて住民に公平に公明にサービスをするという大前提がございますね。そうしますと、書かれている中では、これはある意味、専門的な業務であるということでスタートしている自治体のはずなんですけど、いつの間にか臨時職員が3分の1にとってかわって、人件費のカットということに実際的にはつながっているわけですね。その臨時については、やはり仕事に対する研修等々がどうしても手薄になっていくんだろうと思うんです。もちろんサービスの質の低下云々の不安が出てくるわけなんですけれども、いつの間にか専

門職が臨時的な職員で業務が賄われるのが当たり前になってきている地方自治体、下田市もその一つであるという不安はあります。

そうした中で、一方、書かれている説明なんですけど、実は会計年度任用職員については、従来、臨時扱いということでもいいよねというのが一般的な認識なんですけれども、厳しいことは言わないと、ルールもそこそこという部分であろうと思うんですが、今回の変更によって身分がどうなるかと申しますと、一般地方公務員とされることにより、地方公務員法で規定された公務上の義務、規律、人事評価が適用されますと、もう本当の正規職員と同じ責務が課されるわけです。守秘義務もそうです。当然もう刑罰もなるわけですね。厳しい割に、先ほど申し上げたように、いただいてみた月給は、取って見たら前と同じという部分を考えますと、非常に我が市民、下田の若い人たちが働く場所にとって不安を私自身も感じるといいますか、ちょっと痛むところがございますけれども、その辺を加味した上で、担当の検討というのはなされるべきだと思いますが、またこれは委員会でやらせていただくことにして、終了いたします。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

7番 滝内久生君。

7番（滝内久生君） すみません、時間を見ながら質問しますが、これだけの煩雑な内容を規則、規則、じゃ、どういうふうに運用していきますよというのがわかっていなければ、これだけの条例出てこないはずですよ。規則ができていて、条例を出すのは、今まで皆さんそうやっているじゃないですか、自分らも含めてやってきました。規則がまだ定まっていませんよなんていうことだと、じゃ、4月1日の施行になると、じゃ、電算のシステムの入れかえから何から間に合うわけじゃないじゃないですか。実際にはできているんだろうけれども、やっぱりそれは委員会で出さないと、審議に問題がありますので、すみません、今までの質問された方、総務文教委員会の方で所管委員会ですけども、やっぱり皆さん勉強してきて問題だなということでみんな聞いたと思います。規則はできていると思いますので、それは提示、できるだけしてください。

それから、フルタイムの、特に教育現場というか保育園、そっちのほうが臨時の方が多いもんで、運用をうまく可能なかどうなのかというところが問題だと思うんです。45分かもしれないですけども、そちらの見解はどういうふうになっているか、教育委員会のほうで運用できるかどうか、ここはできると言わなきゃまずいと思うんですけども、かなり困難だということなのか、その辺を聞かせてください。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） すみません、規則については、すみません、質問の回答にならないかもしれませんが、一部改正として、下田市職員の育児休業に関する規則、下田市職員の期末手当及び勤勉手当に対する規則を考えて、今、作業を進めております。

新規制定としまして、下田市職員の臨時的任用に関する規則、下田市職員の条件付任用の期間の延長に関する規則、下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則、下田市会計年度任用の勤務時間、休暇等に関する規則、下田市役所処務規程を今進めて、内容についてある程度はできていると思いますので、思いますんでという言い方して大変申しわけございません、そこについて、また委員会で説明できる部分について御提示したいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

学校教育課長（土屋 仁君） 幼保の現場でございます。幼稚園は、週5日、9時から2時までの保育というようなことで7時間45分が7時間になっても、さほど影響はないのが現状です。

しかし、保育所また認定こども園につきましては、11時間保育、それから土曜日も含めて週6日でございますので、当初こちらのお話をいただいたときには、現場のほうも非常に混乱いたしまして、シフトがちょっと組めない。現在でもシフトが6つぐらいのパターンでございます。7時半から6時半までのシフトを組まなければならないということで、非常に難しいというような話もあったんですが、先ほど統合政策課長の答弁にもございましたように、保育士の採用を正職員ですね、正職員の採用を今回増員していただいたというようなこともございまして、そちらで何とか調整ができるかなというところでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

11番 進士為雄君。

11番（進士為雄君） 総務委員会の方ばかり皆さん質問しているようなんですが、そちらのほうで詳しくまたやっていただけるようになると思うんですが、単純に一番わかりにくいのは、正職員と臨時とどう違うのかと、働き方として。そのことがわかれば、おのずと規則であれ何であれ、話になるだろうし、その辺のところをわかりやすく言わないと、聞かないとあれだと思って、今あえて聞きますけれども、新人の議員さん、公務員の働き方というのが見えていないと思いますので、是非ともその辺の説明をお願いしたいのと、もう一つ、

150人、パートさんが150人でフルタイムがゼロという、この辺について、それはいわゆる働き方、いわゆる臨時、パート、要するに一つ一つの働き方が違うことによって明らかになってくると思いますけれども、募集の仕方も。その辺のところの説明をお願いできればと思います。

議長（小泉孝敬君） ここで途中ですが、10分間の休憩をしたいと思います。

11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） すみません、進士議員に対する答弁でございますが、臨時職員と会計年度任用職員の違いについてということでございますが、すみません、44ページの表がございますが、こちらの臨時的任用職員が今まで臨時職、いわゆる臨時職員で不明確であったため、今後、厳格化されまして臨時的任用職員は一般職に欠員が生じたものに限るというふうに厳格化され、職員と同様となります。それ以外の方が会計年度任用職員になるわけでございますが、ちょっとややこしいことになってすみませんけれども、会計年度任用職員と一般職、臨時的任用職員の違いと申しますと、あくまでも会計年度任用職員は一般職の職員の補助的労務をする役割でございまして、短期間補助的労務を想定しております。一般職員は、当然異動等もある中、長期間にわたり勤務を想定する必要最小限の職員数でございますが、今後の会計年度任用職員については、短時間補助的なものを補足する、補足すると言ったら失礼ですけれども、補強するための職員制度でございます。

すみません、先ほど私、議員の質問ではないんですけれども、フルタイムの会計年度任用職員が定数にカウントされると話しましたが、申しわけありません、フルタイム会計年度任用職員も定数にカウントされませんので、大変申しわけありませんでした。議員の質問を借りてすみません、訂正して申しわけございません。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

11番 進士為雄君。

11番（進士為雄君） 自分も以前公務員で、ずっと昭和52年ぐらいから公務員をやっ

ましたけれども、そのころはパートさんというか、いわゆる臨時職員が少なかったように思います。ですから、職員定数も三百何人とかという大きな団体で組合を、組合というか、市役所をやってきたわけですけれども、今後、人口が1万5,000人とか1万2,000人とか、要するに税収が減ってくるのはもう目に見えているわけですね。それは、おのずと高度成長から途中からやはり公務員が膨大、何ですか、正職員が膨大して三百何人になって、いつときやっぱりそれなりの批判も受けた時代もあったかと思えます。その中で、定数条例を常々、時々考えながら今の定数条例になったかと思うんです。

そういう意味からすれば、今後、やはり人口減少の中で税収が少なくなってきたとしても、一番怖いのは、要するに責任持ってやる部署のところをやらなきゃいけない、要するにところについてやっぱり一般職として、いわゆる正規職員として必要なものは正規職員として見なきゃならない。やはり臨時で要するに例えば半日だとか、フルタイムでも半年だとか専門的な話でもね、そういう組み合わせの中で、これからやっていかないとなかなか要するに市民のニーズ、税収と市民のニーズをうまく組み合わせるといのは必要だと思うんで、この制度が事態をやはりどううまく使って行って、責任を持てる行政にしなければいけないと、そこには必ず財政の問題、先ほど何回もしつこく同じようなことになりましたけれども、かかわってきますから理解できるんですが、間違いなく、先ほど学校教育課長のほうから言われたように、必要な保育士さんは、必要な正職員として雇うべきというふうに思います。

ですから、今のこども園とか何かの中でちょっと疑問なのは、いわゆる臨時さんと保育士さんと数の差が同じようだったりとか、それで果たしてきちんとした保育ができているのか、その辺は是非とももう一度この制度をつくる中できちんとチェックしていただいて、行政の運用をやっていただきたいなと思います。そういう意見だけでよろしいんで答弁は要りませんけれども、そのように考えておりますので、是非ともよろしく願いいたします。

議長（小泉孝敬君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第76号議案は、総務文教委員会に付託します。

議第77号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第77号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） それでは、議第77号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の13ページをお開きください。

議案のかがみでございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、次の14ページから17ページまでの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うためでございます。

条例の内容については、条例改正関係等説明資料にて御説明申し上げます。

説明資料の46ページをお願いします。

本条例案は、会計年度任用職員制度導入に伴う下田市条例の条例改正等のうち、（2）一部改正条例として、下田市職員定数条例から次のページ、下田市企業職員の給与の支給の種類及び基準に関する条例、全9件の一部改正条例を一括にて整備するものでございます。57ページをお願いいたします。

本条例改正の組み立て方につきましては、一括にて関係条例の整備を行うため、条例ごと9条立てとしており、条ごとの改正前・改正後の新旧対照表として、左側は改正前、右側は改正後、下線箇所が今回改正となっております。

第1条、下田市職員定数条例の一部改正は、会計年度任用職員制度に伴い、臨時的任用の取り扱いが厳格化したことに伴い、定数外の職員の規定について改正するもので、第4条第1項第1号中、「臨時」を「臨時職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）」に改めるものでございます。

次に、第2条、下田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正は、第1条中、「昭和25年法律第261号」の次に「以下「法」という。」を加え、第3条中、「地方公務員法」を「法」に改めるのは、条文整理によるものでございます。

同条中、「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2項に規定する職員」を加えるのは、地方公務員法第58条の2第1項の規定により、会計年度任用職員（フルタイム）の状況も公表することを定めるものでございます。

58ページをお願いします。

第3条、職員の分限に関する定数及び効果に関する条例の一部改正において、第3条第1項中、「こえない」を「超えない」に改めるのは、字句訂正によるものでございます。

同条第3項の次に第4項を加え、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中、「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とし、会計年度任用職員の任期が一会計年度限りとされていることに伴い、地方公務員法第28条第2項第1号（心身故障のため、長期の休養を必要とする場合）の休暇期間を一会計年度とすることができる旨を定めたものでございます。

第4条、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正は、パートタイム会計年度任用職員には給料ではなく報酬を支給することになるため、減給の効果について、パートタイム会計年度任用職員も適用される規定を加えるもので、第3条中、「以下給料」の次に「（法第22条の2第1項第1号の規定する職員にあっては、下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第8条で定めるところにより算出した報酬の基本額）」を加えるものでございます。

第5条、下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正は、これまで臨時または非常勤の職員の勤務時間、休暇について定めることとしておりましたが、臨時的任用職員の勤務時間、休暇等については、一般の職員と同様の扱いとすることから、規則で定める対象から外すため、第18条見出し中、「臨時又は」を削り、同条中、「の定める基準に従い、任命者が」を「で」で改めるものでございます。

59ページをお願いいたします。

第6条、下田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、勤勉手当の支給対象及び育児休業から復帰した場合の給料の号給調整対象から会計年度任用職員を除外するため、第5条の3第2項中の「育児休業している職員」の次に「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」）を除く。」を加え、第6条中の「育児休業した職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加えるものでございます。

第18条は、第1項の次に第2項を加え、部分休業した場合の会計年度任用職員の給与減額について定めるもので、「前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、市長が定めるところにより給与額を減額して支給する。」を加えるものでございます。

60ページをお願いいたします。

第7条、下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、特別職非常勤職員から会計年度任用職員等へ移行する職を削除するため、また、条文整備に伴い、別表60ページから62ページのとおり改正するもので、60ページの別表中、改正前「交通指導員」から「行政相談員」までを、改正後「行政協力委員」及び「交通安全対策委員」に改め、「行政協力員」及び「交通安全対策委員会委員」を削るのは、会計年度任用職員等への移行によるものでございます。

61ページの別表中、「介護認定審査委員会の委員」の「医師」を「合議体の長」に改めるのは、条文整理によるものでございます。

61ページから62ページの別表中、改正前「幼稚園・保育所内科医」から「青少年補導員」を、改正後「幼稚園・保育所・こども園内科医」、「幼稚園・保育所・こども園歯科医」及び「幼稚園・保育所・認定こども園眼科医」に改め、「幼稚園長」を削るのは、条文整理によるもの、「社会教育指導員」及び「青少年補導員」を削るのは、会計年度任用職員等への移行によるもの、62ページの別表中、改正前「スポーツ推進委員」から「図書館長」までを「スポーツ推進委員」に改め、「中央・本郷・中・朝日・稲生沢公民館長」、「その他公民館長」及び「図書館長」を削るのは、会計年度任用職員等への移行等によるものでございます。

63ページをお願いいたします。

第8条、下田市営じん芥処理場条例の一部改正は、じん芥処理場に管理人を置く規定の条文整理として、第3条を削り、第4条を第3条とするものでございます。

第9条、下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正は、下田市企業職員の会計年度任用職員への給与の支給に対応するために改正を行うもので、14条中、「企業職員で職員以外のもの」を「非常勤職員（第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の給与」に改めるものでございます。

議案件名簿の17ページにお戻りください。

最後に附則でございますが、本条例は、令和2年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第77号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7番 滝内久生君。

7番（滝内久生君） すみません、私の委員会、所管課以外の方が関係するのでお聞きしますけれども、資料の63ページ、じん芥処理場の関係で管理人を置くという部分を全削除しています。2点ほど伺います。

全削除と思われませんが、どのような経過でこの措置がされたのか。

2点目は、これにより波及する事項は何なのか、2点お願いします。

議長（小泉孝敬君） 環境対策課長。

環境対策課長（高野茂章君） 管理人をまず削除ということで、これは昭和39年にできた条例でございまして、管理人はずっと置いていなかったということもありまして、単なる設置条例ということで敷根に置くという条例で残すような形となっております、管理人だけ削除という形で条例提案をさせていただいているところでございます。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第77号は、総務文教委員会に付託します。

議第78号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第78号 下田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） それでは、議第78号 下田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の18ページをお開きください。

議案のかがみでございます。

下田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次の19ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由でありますが、地方公務員法及び地方自治法に伴い所要の改正を行うためでございます。

条例の内容につきましては、条例改正関係等説明資料にて御説明申し上げます。

お手数ですが、説明資料の64ページをお願いいたします。

本条例の改正趣旨は、令和元年6月14日に公布された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係整備に関する法律（以下、「一括整備法」）に伴い、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項、その他権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずることとされました。

これに伴う地方公務員法の改正により、「成年被後見人等は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができないとする規定」及び「職員は、成年被後見人等に至ったときは、その職を失うとする規定」が削除されたこと、また、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が令和2年4月1日から施行されること等に伴い、本条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、次の65ページをお願いいたします。

本条例改正の組み立て方につきましては、成年被後見人等に関する一括整備法に伴う条例改正と会計年度任用職員制度に伴う条例改正の施行日が異なる関係上、2条立てとし、条ごとの改正前・改正後の新旧対照表として、左側は改正前、右側は改正後、下線箇所が今回改正となっております。

第1条は、成年被後見人等に関する一括整備法及び字句訂正によるもので、第3条第2項中、「各号の一」を「各号のいずれか」に改めるのは字句訂正によるもの、同条第3項中、「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に改めるのは、成年被後見人等に関する一括整備法による地方公務員法第16条の改正に伴う改正でございます。

第11条第2項及び第21条中、「各号の一」を「各号のいずれか」に改めるのは、字句訂正によるものでございます。

次に、第2条は、会計年度任用職員制度に伴う条例改正で、第1条中、「受ける職員」の次に「並びに地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員」を加え、第3条中、「（昭和25年法律第261号）」を削るものでございます。

議案件名簿の19ページにお戻りください。

最後に附則は、本条例の第1条は、公布の日からを施行日とし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ですが、議第78号 下田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正

する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第78号議案は、総務文教委員会に付託します。

議第79号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第79号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） それでは、議第79号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の20ページをお開きください。

議案のかがみでございます。

下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次の21ページから24ページまでの内容のとおり制定するものでございます。

内容につきましては、後ほど条例改正等説明資料にて御説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の改正並びに人事院勧告に伴い所要の改正を行うためでございます。

まず、提案理由の一つの人事院勧告について御説明させていただきます。

人事院は、本年8月7日に国会及び内閣に対し、令和元年度人事院勧告を行いました。人事院の勧告は、公務労働者における労働基本権の制約の代償措置の根幹をなすものとしたしまして、公務員給与が民間給与水準から乖離しないように、労使関係の安定、効率的な行政運営を維持する上で必要なものであるという理由により、昭和23年から制度化されているものでございます。

それでは、条例改正内容について説明させていただきます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の67ページをお開きください。

人事院勧告に伴う説明資料でございます。

本年は、公務員と民間給与の比較におきまして、公務員の月例給、期末・勤勉手当のいずれも民間給与を下回っているため、月例給につきましては「1給料表」のとおり、平成31年4月1日に遡及し、1号給から3号給までを改定し、平均改定率を0.08%とするものでございます。年齢が上がるに従い改定率は低くなり、若年層と高齢層の格差を抑えるものとなっております。

「2、期末手当・勤勉手当」については、本年度12月支給分、勤勉手当の支給月数を0.05か月分引き上げ、0.0975か月に改めるもので、これに伴いまして勤勉手当の年間支給割合は4.5月となるものでございます。

また、令和2年度以降の勤勉手当につきましては、6月期及び12月期の支給率の平準化を図るため、一部改正条例の第2条におきまして、6月期を0.925月分から0.95月分に0.025引き上げ、12月期の勤勉手当を0.975月分から0.95月分に0.025分引き下げるものでございます。

なお、期末・勤勉手当の支給割合の経過と今回の改定案につきましては、表「期末勤勉手当」のとおりでございます。

68ページをお願いします。

「3住居手当」につきましては、令和2年4月1日からの施行とし、支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に4,000円引き上げとし、これに生じる原資を用いて手当額の上限を2万7,000円から2万8,000円に1,000円引き上げます。ただし、手当額が2,000円を超える減額の場合は、経過措置となります。

なお、条例第9条第9号及び第2号の規定に基づく、改正前、改正後の住居手当の算出方法については、記載のとおりとなっております。

69ページをお願いいたします。

本条例改正の組み立て方につきましては、地方公務員法及び地方自治法の改正及び人事院勧告の勤勉手当、給料、住居手当の条例の施行日が異なる関係上、2条立てとし、条ごとの改正前・改正後の新旧対照表とし、左側は改正前、右側は改正後、下線箇所が今回改正となっております。

1条は、議第78号でも御説明しましたが、成年被後見人等に関する一括整備法による地方公務員法第16条の一部改正及び人事院勧告分の給与並びに期末手当に伴う一部改正によるものでございまして、成年被後見人等に関しまして、第18条の2第2号中、「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削るもの、第19条第2項中、「100分の92.5」を

「100分の97.5」に改めるのは、人事院勧告の勤勉手当によるものでございます。

別表「第1給料表」を70ページから77ページの対象の表に改正するのは、人事院勧告の給料によるもので、1級は1,800円から89号給の200円の幅で、2級は1,500円から54号給の200円の幅で、3級は600円から14号給の200円の幅で引き上げるものでございます。

第2条、会計年度任用職員制度に伴う改正及び人事院勧告の住居手当並びに勤勉手当に伴う改正で、第3条の次に第3条の2を加え、「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。」ものとするものでございます。

第9条の3は、第1項各号列記以外の部分中、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同項第1号中、「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同項第2号中、「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改めるのは、人事院勧告の住居手当分によるものでございます。

第19条第2項中、「100分の97.5」を「100分の95」に改めるのは、人事院勧告の勤勉手当について、令和2年度以降、6月期及び12月期の支給率の平準化を図るためでございます。

議案件名簿の24ページにお戻りください。

最後に附則でございます。附則第1条は、この条例の第1条は、公布の日から施行し、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行するというもので、附則第1条第2項第1号は、この規定による改正後の下田市職員の給与に関する条例、別表第1の規定は、平成31年4月1日から適用するという遡及適用を規定したもので、同項第2号は、条例第19条第2項の規定（勤勉手当）は、令和元年12月1日から適用するというものでございます。

附則第2条は、改正前の規定で支給された給与は、内払いとみなす旨の規定をしたものでございます。

附則第3条は、住居手当に関する経過について規定したものでございます。

以上、大変雑駁な説明ですが、議第79号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第79号議案は、総務文教委員会に付託します。

議第80号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第80号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） それでは、議第80号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の25ページをお開きください。

議案のかがみでございます。

下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を、次の26ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、人事院勧告に基づき所要の改正を行うためでございます。

条例の内容につきましては、条例改正関係等説明資料にて御説明申し上げます。

説明資料の80ページをお願いいたします。

本条例改正の組み立て方につきましては、人事院勧告分の勤勉手当については令和2年度以降、6月期及び12月期の支給率の平準化を図るため施行日が異なることから、2条立てとし、条ごとの改正前・改正後の新旧対照表として、左側は改正前、右側は改正後、下線箇所が今回改正となっております。

第1条の一部改正は、任期付職員の人事院勧告分の給与及び勤勉手当について改正するもので、第6条第1項の表中、給料について「37万4,000円」を「37万5,000円」に改め、第7条第2項中、勤勉手当について「100分の167.5」を「100分の172.5」に改めるものでございます。

第2条の一部改正は、勤勉手当について「100分の172.5」を「100分の170」に改め、令和2年度以降の勤勉手当について、6月期と12月期の平準化を図るものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の26ページにお戻りください。

最後に附則でございます。附則第1項は、本条例の第1条は、公布日を施行日とし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行するというものでございます。

第2項第1号は、この規定による改正後の下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条

例第6条第1項の規定は、平成31年4月1日から適用するという遡及適用を規定したもので、第2項第2号は、条例第7条第2項の規定は、令和元年12月1日から適用するというものでございます。

第3項は、改正前の規定で支給された給与は、内払いとみなす旨を規定したものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第80号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第80号議案は、総務文教委員会に付託します。

議第81号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第81号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） それでは、議第81号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の27ページをお開きください。

議案のかがみでございます。

下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を次のページ、28ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、人事院勧告に基づき所要の改正を行うためでございます。

条例の内容については、条例改正関係等説明資料にて御説明申し上げます。

説明資料の81ページをお願いいたします。

本条例改正の組み立て方につきましては、人事院勧告分の期末手当に関して施行日が異なる関係上、2条立てとし、条ごとの改正前・改正後の新旧対照表として、左側は改正前、右

側は改正後、下線箇所が今回改正となっております。

第1条の一部改正は、再任用職員の勤勉手当について一般職員からの引用部分を改めるもので、第5条第4項中、「100分の92.5」を「100分の97.5」に改め、第2条の一部改正は、第5条第4項中、「100分の97.5」を「100分の95」に改めるものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の28ページにお戻りください。

最後に附則でございます。附則第1項は、本条例の第1条は、公布日を施行日とし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行するというものでございます。

同第2項は、この規定による改正後の下田市一般職の再任用に関する条例第5条第4項の規定(勤勉手当)は、令和元年12月1日から適用するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ですが、議第81号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(小泉孝敬君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7番 滝内久生君。

7番(滝内久生君) 今の説明の中で、再任用職員の手当の関係ですけれども、勤勉手当という言葉があったんですが、期末手当ではないのでしょうか。

議長(小泉孝敬君) 統合政策課長。

統合政策課長(平井孝一君) 御指摘どおりです。申しわけありませんでした。

議長(小泉孝敬君) ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(小泉孝敬君) ほかに質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第81号議案は、総務文教委員会に付託します。

議第82号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長(小泉孝敬君) 次は、日程により、議第82号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長(鈴木美鈴君) それでは、議第82号 下田市立公民館設置管理条例の一部を

改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の29ページをお開き願います。

29ページは議案のかがみでございます。

下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例を次のページ、つまり30ページのとおり制定させていただくものでございます。

提案理由は、中公民館、白浜公民館を廃止するためでございます。

条例案の内容でございますが、お手数ですが、条例関係等説明資料により御説明申し上げますので、御用意ください。

82ページ、83ページをお開きください。

新旧対照表となっております。左が改正前、右が改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

第1条、下田市立公民館設置管理条例の一部を次のように改正するものでございまして、第2条の公民館の名称及び位置の表から中公民館の項を削り、使用料の別表から中公民館の部を削るものでございます。

84ページ、85ページをお開きください。

第2条、下田市立公民館設置管理条例の一部を次のように改正するものでございまして、第2条の名称、位置を表す表から白浜公民館の項を削り、使用料を表す別表から白浜公民館の部を削るものでございます。

議案件名簿の30ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、令和2年7月1日から施行する。

ただし、2条の規定については、令和3年4月1日から施行するものでございます。つまり中公民館につきましては、令和2年6月末で廃止し、白浜公民館につきましては令和3年3月末で廃止することとなります。

公民館の統廃合につきましては、全員協議会でも説明させていただきましたが、平成19年度の集中改革プランにより中央公民館1館を残し、他の公民館は全て廃止、または譲渡、という方針と示され、順次統合を進めた結果、現時点においては中央公民館を含めた6館となっております。公有財産活用検討委員会での検討、地元区との協議等を進めた結果、今回、中公民館と白浜公民館の2館について、地元区からの承諾が得られ方針が定まりましたので、公民館の廃止の条例を上程させていただくものでございます。

中公民館につきましては、令和2年6月末に公民館を廃止し、当課が建物を解体した後、

跡地を活用して防災安全課が統合消防詰所を整備し、中一区が自治総合コミュニティセンター助成事業によるコミュニティセンターの建設を行う予定でございます。中一区のコミュニティセンター建設に当たり、現公民館の土地3筆のうち1筆について、中土地区画整理前の昭和32年に地元から社会教育施設の整備目的で土地の寄附を受けた経過があることから、中一区のコミュニティセンター建設に対して、同土地を譲与する予定です。

白浜公民館につきましては、原田区から集会施設として使用したい旨の要望がございましたので、解体費用と同額の範囲内で施設の修繕を行い、令和3年3月末で公民館を廃止した後、譲与する予定でございます。

今後の方針でございます。今回の2館につきましては、廃止及び廃止後の活用に向けて解体や修繕に係る予算や譲与に係る議案等、所要の進め方を進めていく予定でございます。なお、残る3館、本郷公民館、稲生沢公民館、朝日公民館につきましては、令和2年度末での公民館廃止に向けて利活用を含めた対応策の検討をまいりたいと存じます。

以上、雑駁ですが、説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小泉孝敬君） 説明の途中ですが、ここで休憩をしたいと思います。

午後1時まで休憩といたします。

午前 11時 54分 休憩

午後 1時 0分 再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第82号に対する質疑から続けます。

12番 大川敏雄君。

12番（大川敏雄君） 公民館のほうですが、今回、中公民館あるいは白浜公民館、令和2年7月1日、中、そして白浜を令和3年4月と、これについての経過は、市の努力によって教育委員会が精力的に住民とよく膝を交えて話した結果、住民もそれに基づいて内部で協議をし知恵を出し合って、そして結論を出したんだと思います。そういう意味では高く評価をしております。

ただ、先ほどの説明の中に稲生沢公民館、本郷公民館あるいは朝日公民館、当局としては廃止なり利活用を含めた方針でいいと思うんですけども、やはり一番肝心なのは、その施設を利用している皆さんあるいは地域住民、こういう皆さん方のやはり合意を得た上で手続

を踏むということが一番大事だと思います。強引にやらないと、理解を求めるといふ、そういう手続を踏んだ上で対応してほしいと思いますが、参考までに、例えば稲生沢公民館、利用率が非常に高い公民館です。利用者の皆さん方と十分そういう点において協議した経過がありますか。

議長（小泉孝敬君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木美鈴君） 区長さんとか協議いたしまして、承諾書はいただいております、30年2月に。地元区としては、譲与を受けないで廃止でいいですよという了解は得ているわけです。ただし、住民の方と膝を交えてということは、まだちゃんとやっていない段階です。なぜかという、まだしっかりと決まったわけではないというところがありまして、まだそこまでいっていません。なので、一応利用団体の方々とは話をしようかなということは今計画しておりました。なので、今後、議員のおっしゃるように、利用者の方々とも話を理解を願えるような形で、公民館の廃止及び新しい活用について考えていきたいと思っております。

議長（小泉孝敬君） 12番 大川敏雄君。

12番（大川敏雄君） やはり何といたしても懇切丁寧な、誠意を持ったいわゆる膝を交えた協議を持って、そして皆さん方の理解のもとに市の方針を執行していくということでお願いします。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第82号議案は、総務文教委員会に付託します。

議第83号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第83号 下田市災害復興資金等貸付け条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

福祉事務所長。

福祉事務所長（須田洋一君） 福祉事務所でございます。

議第83号 下田市災害復興資金等貸付け条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明させていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の31ページをお開き願います。

この議案は、さきの9月議会において改正条例を議決いただいた下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の改正に伴い所要の改正を行うとともに、あわせて字句の修正等の条文整備を行うため、次ページ、32ページから34ページのとおり一部を改正させていただくものでございます。

提案理由は、下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次の32ページをお開き願います。

それでは、下田市災害復興資金貸付け条例の一部を改正する条例の制定についての御説明をさせていただきます。

本条例は、下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の適用を受けない災害の被災者等に災害復興資金の貸し付けを行うことを目的としております。

そして、今回の主な改正は、字句訂正による条文整備とともに復興資金貸し付け制度と弔慰金条例の準用規定の部分の改正を行うものでございます。

それでは、条例改正関係等説明資料の86ページをお開きください。

左のページは改正前、右のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

まず、題名中、「貸付け」の送り仮名「け」を取るのには条文整備のため。

改正後の第1条（目的）中、「以下「災害弔慰金条例」という。」を削除するのは、本条以降に同条例の記載がないため、他の部分は条文整備でございます。

続いて、改正後の第2条の改正につきましては、改正前の第2条の用語の定義として、「災害とは、」及び「市民とは、」との定義づけがされておりましたが、これを改正後の第2条で災害の指定として、対象災害は市長の指定した災害とし、また、改正後の第3条では、貸し付け対象者として、改正前より、より詳細に「現に居住していること」を加えたほか、第2項で所得制限を定め、その内容は災害弔慰金法を準用することとしております。

改正後の第4条は、改正前の第3条に当たりますが、改正の内容は条文の整備でございます。

改正後の第5条は、改正前の第4条の利率及び第5条のうち、保証人について規定するものでございます。利率及び保証人については、現行のとおり利率3%とするとともに、保証人を必須とするものでございます。

改正後の第6条（償還）第1項は、改正前の第5条第1項の規定に、月賦償還を追加する

ものでございます。

同じく改正後の同条第2項は条文整備、以下改正後の第7条から第11条については、甲慰金条例において準用する甲慰金法の規定を準用し、第7条で償還金の支払い猶予、第8条で償還免除を、第9条で一時償還を、第10条で違約金を、第11条で報告を新たに条文として明記したもので、内容はさきに改正した甲慰金条例の内容と同様でございます。

続いて、第12条では委任として「この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」との条項を追加したものでございます。

続いて、議案件名簿の34ページをお開き願います。

附則でございますが、附則第1条第1項で、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものでございます。

第2項として、「この条例による改正後の下田市災害復興資金貸付条例は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害復興資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害復興資金の貸付けについては、なお従前の例による。」とするものでございます。

同じく附則第2条で、下田市災害復興資金貸付け基金条例の一部改正として、題名及び第1条中の貸付けの送り仮名の「け」を削除するものでございます。

以上、雑駁な説明ではございますが、議第83号 下田市災害復興資金貸付け条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 1点お伺いします。

説明資料の88ページの第5条が、改正後の新しい条文でございますけれども、この中に最初の行に、資金の貸し付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならないというのが新設されているんだらうと思うんですが、これはあれですね、実は民間の金融機関なんかでも保証人については、皆さん御承知だと思うんですが、非常に保証人問題が民間の銀行の中で問題になっておりまして、かつて当たり前にとっていた保証人あるいは担保というものが回収できないと、事故があった場合、保証人も信憑性が裁判にかかったりして、非常に銀行が保証人をとることを今敬遠しているんですね。なり手もないと、保証人を。そっくり

受けるものですから、そうしたの銀行の金融機関でも当たり前になっているんですが、新たにこれまた保証人を立てなさいという条例が加わっておりますけれども、これは受ける方が非常にハードルが高くなるような気がするんですけども、実は災害を受けた方は、事業をやる、やらないというよりも、もう生死にかかわる問題、生活権の問題、いや応なしに借りるんでしょから、もう少し、例えば金融機関ですと、保証協会というのがありますね、今。静岡県の保証協会というのがあるって、一定の料率0.35とか払って、それが保証人の代わりに務める。それはもう9割なんですよ、現状では。特殊な1億とか2億になれば、また別なんですが、これ今頃この保証人を立てて貸し付けというのは、なかなか解せないんですが、その辺はいかがですか。

議長（小泉孝敬君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（須田洋一君） 保証人でございます。この保証人の項と、それからその利率の3%につきましては、これは新たに追加したわけではなくて、従前からあるものをここだけ変えていないという表示になってございます。

確かに保証人の件につきましては、いろいろ難しいところは確かにあって、またいろいろな民法等の改正等も今後あるかというふうに思っています。ただ、災害甲慰金の条例のほうでも、まだ保証人という項は生きさせたままで施行させていただいております。他のところ等でまたいい方法があって、その中で保証人も立てないで、またその他の今おっしゃったような保証協会のようなところだとか、そういったものを記名していくのが流れになっていけば、また対応したいと思っておりますけれども、このところは従来のままと今回はさせていただいているものでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） このところ、いろいろな災害が起きていますので、この災害復興資金の貸し付け条例の改正ということかもしれませんけれども、この改正によって従前とどこが違うのかということをお尋ねをしたいと思うわけです。

その具体的な条項というのは、この第2条の資金の貸し付けの対象となる災害については、今まで定められているのは、この市長が指定するものという、こういう表現になっておりますので、この違いは具体的にはどういうことなのか、1点御説明をいただきたいと。

それから、従来の災害援護資金の貸し付けの金額等々は全く変わっていないと、実態は国

のほうも500万円からの貸し付けをするというようなことになってきているのではないかと思うわけです。状況が1軒のお宅等が被害を受けてしまうと、150万円とか250万円という時代からいきますと、もう500万円という以上のものがかかるというような状況からいっても、この貸付金額の引き上げというのは当然検討すべきではないかと思うんですけれども、こちら辺はどのように議論をされたのかと、全くこの改正するに当たっては、やはり引き上げるという姿勢を是非ともお願いをしたいという具合に思うわけであります。

それから、もう一点は、先ほど進士議員も指摘しましたけれども、従来からこの保証人は付けるんだと、5条の3項のほうでも規定があるから、ここで生かしたということだろうと思うんですが、そうしますと国なんかの場合は保証人を立てる場合は、利息をもう少し3%ではなくて1%、0.5%にするだとか、あるいは保証人がない場合は、信用保証協会を1%なり2%かかりますので、そういう費用を払っていただいて対応すると、こういう形のことでも是非検討していただきたいと思うんですが、そういうこの文案からはそういうことは検討されなかったということが、ここで表現上出ているわけですが、どういうわけなのかということと、この3%も、今金利の状況が大変引き下げられてきていまして、普通預金等々は1%にもならないという、こういう状況ですので、むしろこれも3%なんていわず、もっと1%程度に引き下げるといような努力が必要ではないかと思うんですけれども、それらの点についてお尋ねをしたいと思うわけです。

それで、具体的にこの従前の貸し付けを受けている人が、経過としてあろうかと思うんです。なかなか返済も滞っているというような状態もあって、そこら辺の事情というのは、なかなか災害を受けていますので変わらないという状況があると思うんですが、やはりある程度この免除をしていくというような方向も含めて、やはり検討していかなければならない状態じゃないかと思うわけです。保証人も亡くなってしまったと、災害を受けた借りた人も亡くなってしまったというようなことも、前の報告の中にも生じてきているというようなことはあったかと思しますので、できましたら、そういうことを含めて免除規定もこの中に入れていくというようなことが必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（小泉孝敬君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（須田洋一君） それでは、まず、全般的に何が変わったのかという御質問でございますけれども、その件については、特に変わってきたところは、既定の部分等はありませんけれども、7条以降のところには支払い猶予ということで、例えば88ページを御覧願えればと思うんですけれども、第7条として、市長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得

ないときは支払いを猶予するとか、また8条で、今、沢登議員がおっしゃいましたように、死亡したりとか、著しい精神および身体に障害があった等の場合は、償還の免除ということも検討するということになっています。あとは、一時金、違約金、報告等が加わったというのが大きなところといえるところでございます。

保証人でございます。保証人も、先ほど進士議員のほうからお話がありましたけれども、今回のところは、確かに保証人が立てられなくて大変な人という方もいらっしゃるかと思えますけれども、私どものほうも、また回収に対するいろいろな方策というものもございまして、先ほどのまた進士濱美議員のときや沢登議員のところと重なりますけれども、また、そういった保証協会等を使うということが、また全国的にそういうことが認められてきたら、また私たちのほうでも、そういった手続の中で保証金はどちらが支払うにしろ、そういったものをまた考えていきたいというふうに思っているところです。

それから、貸し付けの金額の引き上げでございます。今段階で基金のほうが1,400万円ぐらいの残高でございます。大体未納金が120万円ぐらいでございます。鋭意また償還をお願いしていくところでございますが、その半分程度はちょっともう苦しいのかなというところでございます。安易に今のところの状況では、下げられるのは厳しいのかなというふうに思っているところでございます。

また、今後、国全体とか静岡県の中で、またそういったことがあれば、今後も行っていきたいなと、見直しを行っていききたいなと思うんですけれども、そもそもこの復興資金の貸し付けの条例というのが、結構調べたんですけれども、少なくとも静岡県内ではこの条例として作っているのがうちだけでして、周りでほかの例をなかなか見つけづらいというところもあります。下田市だけ踏み込んで、この条例を作らせていただいているという部分がありまして、例えば保証人なしで1%、保証人があれば0%といったことを、ここでやってみたと時の影響もまだはかり知れないというところがございます。

ただ、困った人がいて災害がこれだけ多くなってくれば、またいろいろところでそういった例も出てくるかと思えます。今のところは、現状のままとして行っていければというふうに思っております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） ちょっと言葉が足りなくて恐縮です。この7条、8条、9条でそれぞれなせない人の規定があって、これは今後、この条例が施行された以降の人だと思っております。

すけれども、僕が言ったのは、その前にもう既になかなかないでいるという人は何人かいると思うわけです。法的には一般的には施行前にはさかのぼらないというのが原則でありますけれども、実態はそういう実態になっていようかと思しますので、そこら辺の一定の検討というのはなされるのかどうなのか、法に従った今後のものだけかと。

議長（小泉孝敬君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（須田洋一君） この条例の施行前の方々の分ということだろうかと思えますけれども、一般的にさきにそういった契約でなされているものを、そこで緩和するというのを正直申し上げて検討はしていませんでした。ただ、こうやって実際にもう返済が不能になってきたものについては、先般、条例のほうができました私債権の管理条例等の中で、また適切に欠損の処分等を行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔発言する者あり〕

議長（小泉孝敬君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（須田洋一君） 申しわけありません。質問の回答漏れがありまして、市長が指定するとはどういうことかということでございます。

市長のこちらについては、私どものほうも、では、どういったものが指定になるのかというのは、内容としては従前の、ここにあった定義の中のものと一緒に考えておりますが、より不測の事態に備えて、またその時々で対応できる、そういったものを言葉の中でいろいろ難しいとは思いますが、そういったものを考えるんだよということで、ただ、そのままというわけにはいかないと思しますので、これは規則に委任されておりますので、規則の中で、実際には今まであった定義プラスに準ずるようなものというようなことを規則の中でまた入れていきたいというふうに思っております。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第83号議案は、総務文教委員会に付託します。

議第84号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第84号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（長谷川忠幸君） それでは、議第84号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案件名簿の35ページ、議案のかがみをお開きいただきたいと思います。

下田市水道使用条例の一部を改正する条例を別紙36ページのとおり制定するものでございます。

提案の理由でございますが、水道法施行令等の改正に伴い、所要の改正を行うためでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の91ページ、議第84号説明資料を御覧ください。

こちらが、同条例の新旧対照表でございます。左側が改正前、右側が改正後、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

今回の水道法改正では、指定給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められ、5年ごとの更新制が導入されたため、更新に係る手数料につきまして条例を定めるものでございます。

第37条第1項5号の次に、6号、給水装置工事事業者指定更新手数料、1件につき1万円を加えるものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の36ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、第1項で、この条例の施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

以上、雑駁な説明ではございますが、議第84号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 更新手数料を5年ごと取るんだということですが、更新するに当たって一定の試験というんでしょうか、資格というんでしょうか、そういうチェックがなされるのかどうなのか、従来はどうであったのか、今回この条例でそこら辺がどういう具合に

なるのか。

ただ、継続の書類を出すだけに1万円を払いなさいと、こういう手数料になるのか、あるいはその業者の技術を高めるような事業というんでしょうか、講習というんでしょうか、そういうものがなされるようになるのか、どういうわけで金額が1万円ということになるのかもあわせてお尋ねをしたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 上下水道課長。

上下水道課長（長谷川忠幸君） それでは、この制度、これまでの制度でございますが、指定工事人のこの事業者は、住所等変更、廃止とか変更があったときには届け出が必要であったと、しかしながら、その届け出もせずに業者が特定できない、不在の業者が存在するようなことが全国的にありまして、それらを課題視をするとともに、この事業者の資質の維持の向上を図ることを目的としております。

今回の条例の改正のあれなんですけれども、特定の事業者に対するための事務の対価として、人件費、あと通信費、印刷製本等を勘案しまして、条例にありますように1万円としたところでございます。

更新につきましては、とりあえず最初の申請と変わらないんですけれども、ただ、うち水道事業者としては、要するに水道を更新された方の5年間どういうことをやってきたのかと、あとは水道協会等が行われる技術の研修等に参加しているのかと、そういうところを聞き取りまして、またそれをもとに助言指導していくということで更新していくと。更新につきましては、平準化もあって、指定された年度ごとに5年間ぐらいの形で更新していくということでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑がないものと認めます。

ただいま議題となっております議第84号議案は、産業厚生委員会に付託します。

議第85号～議第92号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第85号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第7号）、議第86号 令和元年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）、議第87号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第88号 令和元

年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第89号 令和元年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第90号 令和元年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第91号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）、議第92号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）、以上8件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（日吉由起美君） それでは、議第85号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第7号）から議第92号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）まで、一括して御説明申し上げます。

浅黄色の補正予算書と補正予算の概要及び白色の下田市公営企業会計補正予算書の御用意をお願いいたします。

初めに、議第85号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

12月の補正予算につきましては、その編成方針を、厳しい財政事情の中、9月補正後の事情の変化により必要となった義務的経費、国・県補助事業の変更や追加及び入札執行済み等により不用額が見込まれるもの等に限ったものとする定め、補正予算要求の指示をしたところであり、査定もこの方針により行ったものでございます。

その内容につきましては、歳入では、歳出特定財源が主なもので、歳出では、災害対策として消防団活動でのIP無線機の購入、子ども医療費の増加への対応、また橋梁・河川の維持事業に対応した予算を中心に選定したところでございます。

また、このたびの補正予算におきましては、先ほど統合政策課長より御説明申し上げました議第79号 下田市職員の給与に関する条例の一部改正、議第80号 下田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正及び議第81号 下田市職員の再任用に関する条例の一部改正に伴いまして、一般会計並びに国民健康保険事業、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計及び水道、下水道事業会計において、職員給与及び勤勉手当の改正分を計上しているところでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和元年度下田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,124万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億5,311万8,000

円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから7ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条、債務負担行為の補正は、第1項、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正 1追加」による。

第2項、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正 2変更」によるということで、補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

1追加は3件で、3件とも令和2年度当初予算に計上予定の各種委託料及び指定管理料で、4月からの円滑な執行等を目指すため、ゼロ債務として計上いたしました。

1件目、浄化槽保守点検等業務委託料で、期間は令和元年度から令和2年度まで、限度額は事業予定額1,003万円の範囲内で浄化槽保守点検等業務を委託する旨の契約を令和元年度において締結し、令和2年度において支払うもので、昨年同様33施設に対する浄化槽保守点検業務と浄化槽汚泥引き抜き清掃業務を1本の限度額予算として債務を追加するもの。

2件目、コミュニティバス運行業務委託料で、期間は令和元年度から令和2年度まで、限度額は事業予定額825万円の範囲内で、コミュニティバス運行業務を委託する旨の契約を令和元年度において締結し、令和2年度において支払うもの。

3件目、外ヶ岡交流館指定管理料で、期間は令和元年度から令和4年度まで、限度額は事業予定額5,964万1,000円の範囲内で外ヶ岡交流館の指定管理を委託する旨の契約を令和元年度において締結し、令和2年度以降において支払うものでございます。

9ページ、変更は2件で、1件目、総合計画等策定業務委託料で、契約額の確定により事業予定額1,200万円を1,155万円に変更し、令和元年度予算計上額600万円を594万円に、超える金額600万円を561万円に変更し、令和2年度において支払うもの。

2件目、文書管理コンサルティング業務委託料で、契約額の確定により事業予定額1,585万円を869万円に変更し、令和元年度予算計上額1,000万円を550万円に、超える金額585万円を319万円に変更し、令和2年度以降において支払うものでございます。

1ページに戻っていただきまして、第3条、地方債の補正は、第1項、地方債の追加は、「第3表 地方債補正 1追加」による。

第2項、地方債の変更は、「第3表 地方債補正 2変更」によるというもので、補正予

算書の10ページ、11ページをお開きください。

追加は2件で、1件目、起債の目的、単独林用施設災害復旧事業、限度額110万円の追加は、台風第15号による林道ヒノキ沢線ほか3件の修繕工事の財源として単独災害復旧事業債を借り入れるもの。

2件目、起債の目的、本郷橋大規模修繕事業、限度額640万円は、新たに本郷橋の改修を行うため測量設計業務委託を行うもので、財源として公共事業等債を借り入れるもので、2件とも起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

変更は4件で、1件目、起債の目的、新庁舎建設事業は、庁舎建設予定地の一部に付加物があり、その補償費等に不足を生じるため用地費を増額するもので、財源となる緊急・防災減災事業債の限度額6億5,480万円を6億5,620万円に変更するもの。

2件目、起債の目的、公共水産施設災害復旧事業は、田牛漁港沖防波堤の災害復旧工事において、当初の予定よりも被災状況が大きく、復旧工事の事業費を増額するため、限度額430万円を640万円に変更するもの。

3件目、起債の目的、単独河川・道路橋梁施設災害復旧事業は、起債対象の協議の結果、台風第15号、第19号の倒木除去、河川の埋塞修繕等に充当可能となったため、限度額640万円を3,260万円に変更するもの。

4件目、起債の目的、過疎対策事業債につきましては、充当しております小学校トイレ改修事業、中学校再編事業、道路法面改修事業の事業費の減のため、限度額3億1,870万円を3億900万円に変更するもので、4件とも起債の方法、利率、償還の方法の変更はございません。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げます。

補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、統合政策課関係、20款5項5目19節雑入3万8,000円の増額は、給与改定により後期高齢者医療広域連合及び公益法人等の派遣人件費を受け入れるもの。

総務課関係、2款3項1目1節森林環境譲与税374万7,000円の増額は、森林環境譲与税の見込みによるもの、14款2項1目1節国庫・社会保障・税番号制度整備事業費239万1,000円の追加は、マイナンバー制度に係る中間サーバー利用に関する補助金が確定したものの、15款2項7目1節県費・県営事業軽減交付金543万3,000円の増額は、県営事業軽減交付金の確定によるもの、17款1項1目1節一般寄附金10万円の増額は、静岡トヨペット様から台風第15号の災害復旧に役立ててほしいとの御寄附をいただいたもの、21款1項1目1節総務債140

万円の増額は、新庁舎建設事業、同3目1節道路橋梁債640万円の増額は、本郷橋大規模改修事業、同5目1節過疎対策事業債970万円の減額は、過疎対策事業債で充当事業費の確定によるもの、同11目1節現年発生補助災害復旧事業債210万円の増額は、公共水産施設災害復旧事業及び同2節現年発生単独災害復旧事業債2,730万円の増額は、補正予算書の第3条、地方債の補正により御説明した内容のとおりでございます。

税務課関係、15款3項1目1節県費・徴税費委託金19万9,000円の増額は、交付額の確定によるもの。

防災安全課関係、15款2項1目4節県費・緊急地震・津波対策等交付金193万5,000円の増額は、消防団活動の推進として下田市消防団にIPトランシーバーを25台設置するもの、消防団詰所建設事業に緊急地震・津波対策等交付金を充てるものでございます。

福祉事務所関係、14款1項1目1節国庫社会福祉費負担金38万5,000円の増額は、特別障害者手当等の増による国庫負担金。

4ページ、5ページをお開きください。

14款2項2目3節国庫・生活保護費補助金40万2,000円の増額は、生活困窮者就労準備支援金事業費等の確定に伴う国庫補助金、15款2項2目3節県費・児童福祉費補助金250万円の増額は、子ども医療費増額に伴う県補助金。

市民保健課関係、12款2項2目1節保健衛生費負担金233万7,000円の増額は、賀茂地域第2次救急医療圏ネットワークの基盤整備に係る賀茂5町からの負担金、14款1項1目6節国庫・保険基盤安定負担金14万2,000円の減額は、国民健康保険基盤安定負担金、同2項1目1節国庫・社会保障・税番号制度整備事業費補助金3万円は、個人番号カード対応事務費としてマイナンバーカード申請に係るウェブカメラ購入に充てるもの、15款1項1目5節県費・保険基盤安定負担金49万8,000円の減額は、国民健康保険及び後期高齢者医療分の保険基盤安定負担金でございます。

環境対策課関係、20款5項5目14節同級他団体受入金220万6,000円の追加は、南伊豆地域広域ごみ処理の協議に係る3町からの負担金を受け入れるもの。

産業振興課関係、14款1項2目1節国庫・農林水産施設災害復旧費負担金440万2,000円の増額は、田牛漁港沖防波堤災害復旧工事の事業費の増に伴うもの、15款2項4目2節県費・林業費補助金117万1,000円の増額は、鳥獣被害防止総合対策事業として市の所有するわなの一部にセンサーを設置する捕獲システムの導入経費及び鳥獣被害対策実施隊の活動経費に充てる補助金でございます。

建設課関係、14款2項5目1節国庫・社会資本整備総合交付金600万円の減額は、内示額の減によるもの、15款1項2目8節県費・沿道整備土地地区画整理事業公共施設管理者負担金1,350万円の追加は、都市計画街路下田港横枕線の沿道整備土地地区画整理事業に係る県からの負担金。

学校教育課関係、14款2項2目2節国庫・児童福祉費補助金33万3,000円の増額及び15款2項2目3節県費・児童福祉費補助金33万3,000円の増額は、浜崎小学校放課後児童クラブ開設準備経費に係る国・県からの補助金、18款2項1目12節奨学振興基金繰入金323万円の減額及び同13節学校施設整備基金繰入金38万2,000円の減額は、充当事業費の確定によるもの。

生涯学習課関係、6ページ、7ページをお開きください。

15款2項8目1節県費・教育費補助金255万円の増額は、吉田松陰寓奇処土地購入に係る県補助金でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出でございますが、議会事務局関係、1款1項1目0001議会事務33万1,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費及び時間外勤務手当でございます。

統合政策課関係、2款1項1目0100総務関係人件費175万5,000円の増額は、給与改定・異動に伴う職員人件費等、時間外手当、臨時雇賃金、同8目0240地域振興事業27万5,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費等ほか、消耗品費、修繕料等、同8目0241公共交通推進事業50万円の増額は、南伊豆・西伊豆地域公共交通活性化協議会負担金、同15目0225新庁舎建設推進事業142万2,000円の増額は、庁舎用地購入費、同5項1目0650統計調査総務事務3万4,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費。

総務課関係、2款1項3目0140行政管理総務事務50万7,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費及び複写機使用料の増、同4目0141例規関係事務ゼロ円ではございますが、給与改定に伴う職員人件費の増及び例規データベース使用料(債務)は、契約不用額、同0146文書管理事務450万円の減額は、文書管理コンサルティング業務委託(新規)の契約に伴う不用額、同6目0210財産管理事務300万円の増額は、白浜市有地法面復旧工事、同10目0300財政管理事務13万円の増額は、給与改定に伴う職員人件費等、同13目0350工事検査事務17万2,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費等及び時間外勤務手当、同16目0380財政調整基金9,000円の増額及び同17目0385減債基金1,000円の増額は、普通預金利子を積立てるもの、同9項1目0910電算処理総務事業64万円の減額は、給与改定に伴う職員人件費及び各種業務

委託の契約差金と新たに税務課関係の郵便振込票カスタマイズ業務委託と軽自動車税改正対応業務委託を行うもの、同0921行政情報化推進事業3万円の増額は、マイナンバーカード申請用のパソコンに取りつけるウェブカメラを購入するもの、12款1項1目予備費1,061万5,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

選挙管理委員会関係、2款4項1目0550選挙管理委員会事務2万円の増額は、給与改定に伴う職員人件費。

10ページ、11ページをお開きください。

出納室関係、2款1項11目0320会計管理事務34万円の増額は、給与改定に伴う職員人件費及び時間外勤務手当でございます。

税務課関係、2款2項1目0450税務総務事務42万1,000円の増額は、給与改定・異動に伴う職員人件費等及び時間外勤務手当、同0475賀茂地方税債権整理回収協議会推進事務2,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費でございます。

防災安全課関係、2款8項1目0860防災対策総務事務81万5,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、普通旅費及び防災用備蓄品としてパソコンを2台購入するもの、3款5項3目1841災害対策事業2万1,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、8款1項1目5800下田地区消防組合負担事務3万6,000円の増額は、負担額の変更によるもの、同2目5810消防団活動推進事業527万8,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費のほか、消防団員の活動服等の購入、また新たに消防団に備品としてIP無線を25台整備するものでございます。同3目5860消防施設等整備事業195万8,000円の増額は、中公民館用地を消防団詰所建設のため測量及び分筆登記業務委託を行うものでございます。

監査委員事務局関係、2款6項1目0700監査委員事務84万8,000円の減額は、給与改定・異動に伴う職員人件費、時間外勤務手当でございます。

福祉事務所関係、3款1項1目1000社会福祉総務事務41万7,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、時間外勤務手当、同1006災害時要援護者支援対策事業6万円の増額は、避難行動要支援者名簿システム連携データ作成支援業務、同1007地域福祉計画推進事業3万9,000円の増額は、地域福祉計画に係る費用弁償の増、同2目1051特別障害者手当等支給事務51万5,000円の増額は、特別障害者手当等の受給者の増によるもの、同1060障害認定審査会事務1,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、同1061障害認定調査等事務4万4,000円の増額は、障害認定に係る主治医等意見書作成手数料の増、同5目1120障害福祉サービス事業2万9,000円の増額は、県国保連合会共同事務処理業務手数料、同2項1目1202在宅老

人援護事業27万1,000円の減額は、緊急通報システム保守点検業務委託（センター方式）81万9,000円の減額及び緊急通報システムセンター装置負担金52万1,000円は、装置の入れかえに伴うもの、短期保護事業は入所者の増、同3項1目1451在宅児童援護事業1,052万5,000円の増額は、育児用品購入費助成金及び子ども医療費の増によるものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

同4項1目1750生活保護総務事務26万2,000円の減額は、給与改定・異動に伴う職員人件費でございます。

市民保健課関係、2款3項1目0500戸籍住民基本台帳事務274万8,000円の減額は、戸籍住民基本台帳事務、給与改定に伴う職員人件費、時間外勤務手当及び庁用備品は、I C旅券用窓口交付機を更新するもの、3款2項5目1410指定介護予防支援事業2万9,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、3款6項1目1850国民年金事務9万2,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費及び時間外勤務手当、同7項1目1901国民健康保険会計繰出金219万4,000円の増額は、財政安定化支援事業確定及び給与改定人件費に係る国民健康保険事業特別会計繰出金、同1902保険基盤安定繰出金240万円の減額は、保険基盤安定繰出金確定に係る繰出金、同8項1目1950介護保険会計繰出金13万8,000円の減額は、給与改定人件費に係る介護保険特別会計繰出金、同9項1目1960後期高齢者医療事業3万7,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、同1965後期高齢者医療会計繰出金248万円の増額は、後期高齢者医療分基盤安定負担金確定及び給与改定に伴う職員人件費に係る後期高齢者医療特別会計繰出金、4款1項1目2000保健衛生総務事務79万5,000円の減額は、給与改定に伴う職員人件費及び時間外勤務手当、同3目2040母子保健相談指導事業100万円の増額は、未熟児療育医療扶助費の増によるもの、同4目2061第2次救急医療事業307万7,000円の増額は、第2次救急医療体制を強化するため、順天堂大学医学部附属静岡病院と第2次救急病院である下田メディカルセンター及び伊豆今井浜病院を結ぶネットワークを整備するための補助金を交付するもの、同2項1目2151保健対策事業3万2,000円の増額は、会議開催回数の増による歯科口腔保健推進委員報酬の増でございます。

環境対策課関係、4款3項1目2250清掃総務事務137万1,000円の減額は、給与改定・異動に伴う職員人件費及び時間外勤務手当、同3目2280ごみ収集事務6万4,000円の増額及び同4目2300焼却場管理事務15万6,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費。

産業振興課関係、5款1項1目3000農業委員会事務1万9,000円の増額及び同2目3050農業総務事務59万6,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、時間外勤務手当、同3目

3100農業振興事業1,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、同3103加増野農林水産処理加工施設管理事業33万円の増額は、加増野農林水産物処理加工施設エアコン修繕料。

14ページ、15ページをお開きください。

同4目3200農用施設維持管理事業3万9,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、同5目3250基幹集落センター管理運営事業113万8,000円の増額は、合併浄化槽の修繕料、同2項1目3353有害鳥獣対策事業101万8,000円の増額は、有害鳥獣対策として市の所有するわなの一部にセンサーを設置する捕獲システムの導入経費、同7目3570森林環境整備促進基金374万7,000円の増額は、森林環境譲与税を基金に積み立てるもの、同4項2目3750漁港管理事業94万3,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、入田浜護岸の修繕料及び漁港施設維持補修用資材、同3目3805下田地区漁港機能保全整備事業2万9,000円の増額及び6款1項1目4000商工総務事務1,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、10款1項4目7152公共水産施設災害復旧事業(10月12日災)660万円の増額は、田牛漁港沖防波堤復旧工事の事業費を増額するためでございます。

観光交流課関係、6款2項1目4200観光まちづくり総務事務64万7,000円の増額は、給与改定・異動に伴う職員人件費、同2目4250観光まちづくり推進事業99万6,000円の減額は、負担金・補助金の確定に伴うもの、同4253世界一の海づくり事業10万円の減額は、フリーダイビング下田大会の中止によるもの、同4目4380外ヶ岡交流館管理運営事業90万9,000円の増額は、非常用蓄電池の取りかえ及び漏水の修繕を行うものでございます。

建設課関係、7款1項1目4500土木総務事務20万1,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、同2目4501地籍調査事業78万1,000円の増額は、地籍調査関連測量業務委託の増、同2項1目4550道路維持事業2,783万2,000円の減額は、光熱水費の増及び入札差金及び内示額の減により事業費を減額するもの、同2項4目4770橋梁維持事業1,586万円の増額は、市道土浜高馬線(本郷橋)測量設計業務委託を行うもの、同3項1目4800河川維持事業100万円の増額は、倒木による河川の埋塞を解消するもの、同5項1目5150都市計画総務事務20万1,000円の増額は、給与改定・異動に伴う職員人件費、同5151都市計画マスタープラン推進事業、物件移転補償272万6,000円の増額は、ポケットパーク及び駐車場整備工事において電柱を移設する必要が生じたため、同2目5180伊豆縦貫道建設促進事業890万2,000円の減額は、給与改定に伴う職員人件費の増及び建設発生土活用基本設計業務委託900万円の減額は、須原候補地において隣接地を含め再度検証するため、本年度の基本設計業務については行わないこととしたため、同3目5205沿道街路事業推進事務3,084万4,000円の増額は、沿道街路事

業用地の購入及び物件移転補償費。

16ページ、17ページをお開きください。

同 4 目5250都市公園維持管理事業50万3,000円の増額は、支障木伐採等修繕料、下田公園落石防護柵設置工事及び給水設備修繕負担金、同 7 項 1 目5600市営住宅維持管理事業77万5,000円の増額は、丸山住宅 1 軒の上屋部分の解体修繕料。

学校教育課関係、3 款 3 項 3 目1550公立保育所管理運営事業46万1,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、光熱水費、同 5 目1670認定こども園管理運営事業146万円の増額は、給与改定に伴う職員人件費等、光熱水費、屋外照明設置工事は、認定こども園駐車場に 1 基街灯を設置するもの、同 6 目1452放課後児童対策事業100万円の増額は、国・県の補助を受け令和 2 年 4 月開催の浜崎小学校放課後児童クラブ用品を購入するもの、9 款 1 項 2 目6010教育委員会事務局総務事務79万7,000円の増額は、給与改定・異動に伴う職員人件費等、補正内容等の欄に記載のとおり、同 3 目6020奨学振興事業323万円の減額は、契約額の確定による不用額、同 4 目6030児童・生徒適応指導事業40万6,000円の増額は、臨時雇賃金の増によるもの、同 2 項 1 目6050小学校管理事業359万4,000円の減額は、給与改定に伴う職員人件費等、ほか業務委託料等の入札差金、同 2 目6090小学校教育振興事業116万6,000円の減額は、小学校教職員用パソコンリース料の入札差金、同 3 項 1 目6150中学校管理事業83万7,000円の減額は、給与改定に伴う職員人件費等、ほか借上料・工事費等の入札差金、同 2 目6190中学校教育振興事業99万6,000円の減額は、中学校教職員用パソコンリース料の入札差金、同 3 目6196中学校再編整備事業610万8,000円の減額は、工事建築確認申請手数料及び建設業務委託、測量業務委託の入札差金、同 4 項 1 目6250幼稚園管理事業19万5,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費等、光熱水費、同 7 項 1 目6800学校給食管理運営事業19万8,000円の増額は、調理用備品の購入費でございます。

生涯学習課関係、9 款 5 項 1 目6350社会教育総務事務79万4,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、時間外勤務手当、同 4 目6500芸術文化振興事業510万円の増額は、吉田松陰寓居処土地購入費、同 6 目6600図書館管理運営事業 5 万2,000円の増額は、職員人件費、庁用備品、同 6 項 1 目6700保健体育総務事務45万円の増額は、東京オリンピック・パラリンピック下田市推進協議会補助金で、沿道の花装飾やオリンピックの講演会等に係る経費を補助するもの、同 1 目6701社会体育活動推進事業 6 万円の増額は、全国大会等出場費補助金の増額で、陸上競技で台湾の大会に出場する児童の当該大会への参加に出場する経費の一部を助成するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第85号 令和元年度予算下田市一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。

議長（小泉孝敬君） ここで2時20分まで休憩いたします。

午後 2時 7分休憩

午後 2時20分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き説明を続けます。

総務課長。

総務課長（日吉由起美君） 続きまして、議第86号 令和元年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の63ページをお開きください。

令和元年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3,521万8,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の64ページから67ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要18ページ、19ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節市有地貸付収入19万7,000円の増額は、下田公園隣接地の一時貸付料、同2目1節利子及び配当金1,000円の増額は、預金利子でございます。

歳出でございますが、2款1項1目8210土地開発基金繰出金19万8,000円の追加は、市有地貸付収入及び預金利子を土地開発基金へ積み立てとして繰り出すものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第86号 令和元年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第87号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の79ページをお開きください。

令和元年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ450万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,127万円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の80ページから83ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要20ページ、21ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節一般被保険者国民健康保険税医療給付分現年課税分、同2節後期高齢者支援金分現年課税分の減額及び同3節介護納付金分現年課税分の増額は、本年度の国民健康保険税の賦課額により合計430万円を減額補正するもの、6款1項1目1節保険基盤安定繰入金240万円の減額は、保険税軽減分及び保険税支援分の令和元年度交付申請額による減、同2節事務費等繰入金132万円の減額は、給与改定人件費分の増及びシステム改修費分の減、同4節財政安定化事業繰入金351万4,000円の増額は、財政安定化事業の令和元年度交付申請額の確定によるものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目8300国民健康保険総務事務114万3,000円の減額は、補正内容等記載のとおり、同2項1目8321国民健康保険徴収事務17万7,000円の減額は、給与改定・異動に伴う職員人件費、5款1項1目8480特定健康診査・保健指導事業13万7,000円の増額は、郵便料、機器リース料は契約差金、8款1項3目8530国民健康保険償還事務12万1,000円の増額は、平成30年度保険給付費等交付金返還金、9款1項1目予備費344万4,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第87号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第88号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の101ページをお開きください。

令和元年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億

5,800万円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の102ページから105ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要24ページ、25ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節国庫・介護給付費負担金・過年度分16万2,000円の増額は、平成27年度分交付金の追加交付によるもの、同2項3目1節国庫・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支総合事業以外）・現年度分25万7,000円の減額及び5款2項2目1節県費・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分12万8,000円の減額は、地域支援事業に係る国・県交付金の減、8款1項3目1節地域支援事業交付金繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分12万8,000円の減額は、地域支援事業に係る一般会計繰入金の減、同4目1節職員給与費等繰入金1万円の減額は、総務費の給与改定に係る職員給与費等繰入金でございます。

歳出でございますが、1款1項1目9200介護保険総務事務1万円の減額、4款1項2目9347介護予防ケアマネジメント事業2万6,000円の増額、同3項1目9349総合相談事業74万3,000円の減額及び同3目9353包括的・継続的ケアマネジメント事業5万円の増額は、給与改定・異動に伴う職員人件費、7款1項3目9397介護保険償還金事務18万7,000円の増額は、国・県費返還金、8款1項1目予備費12万9,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第88号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第89号 令和元年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の123ページをお開きください。

令和元年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ558万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,314万2,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の124ペー

ジから127ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要26ページ、27ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節後期高齢者医療保険料・特別徴収保険料・現年度分及び同2目1節後期高齢者医療保険料・普通徴収保険料・現年度分は、本年度賦課額によるもの、3款1項1目1節事務費繰入金74万4,000円の増額は、給与改定に伴う事務費繰入金、同2目1節保険基盤安定繰入金173万6,000円の増額は、保険基盤安定繰入金の確定によるものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目8700後期高齢者医療総務事務74万4,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、時間外勤務手当、2款1項1目8750後期高齢者医療広域連合納付金483万6,000円の増額は、特別・普通徴収保険料310万円の増及び保険基盤安定負担金の確定でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第89号 令和元年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第90号 令和元年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の143ページをお開きください。

令和元年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるもので、第1条の債務負担行為でございますが、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」によるということで、予算書の144ページをお開きください。

債務負担行為は1件で、事項は浄化槽保守点検等業務委託料で、期間は令和元年度より令和2年度まで、限度額は事業予定額411万2,000円の範囲内で浄化槽保守点検等業務を委託する旨の契約を令和元年度において締結し、令和2年度において支払うもので、昨年度同様、浄化槽保守点検業務と浄化槽汚泥引き抜き清掃業務を1本の限度額予算として債務を追加するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第90号 令和元年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第91号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げますので、補正予算の概要の28ページ、29ページをお開きください。

1の収益的支出に措置されております職員の給与改定の所要額は、27万5,000円でございます。

2の資本的支出に措置されております職員の給与改定の所要額は、6万2,000円でございます。

給与改定に係る所要額の合計は33万7,000円で、収益的支出におきましては当年度純利益を減額し、資本的支出におきましては、人件費に伴う賞与引当金増額の影響により当年度損益勘定留保資金の減額及び減債積立金の取り崩しの増額を行い、補填財源とするものでございます。

続きまして、議第92号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算の概要の30ページ、31ページをお開きください。

1の収益的支出に措置されております職員の給与改定の所要額は4万8,000円でございます。

2の資本的支出に措置されております職員の給与改定の所要額は10万2,000円でございます。

給与改定に係る所要額の合計は15万円で、収益的支出におきましては当年度純利益を減額し、資本的支出におきましては、人件費の増に伴う賞与引当金増額の影響による当年度損益勘定留保資金の減額及び利益剰余金予定処分額を増額して補填財源とするものでございます。

続きまして、32ページ、33ページをお開きください。

今回の給与改定及び人事異動、各課要求の時間外勤務手当を含めた所要額等の会計別一覧表でございます。

合計で、一般職243名分の人件費として給料で375万4,000円の減額、職員手当で647万1,000円の追加、共済費で62万4,000円の減額でございまして、合計209万3,000円の追加となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第85号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第7号）から議第92号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）まで、一括して御説明申し上げます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小泉孝敬君） 議第85号から議第92号までについて当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第85号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第7号）に対する質疑を許します。

7番 滝内久生君。

7番（滝内久生君） 1点だけ教えてください。

概要の10ページ、11ページの防災安全課のところですけども、5810消防団活動推進事業なんですけれども、IP無線を入れるということでさっき説明あったんですけども、25台ということで、IP無線自体はどのような能力を持っているのか教えてもらいたいのと、それから、分団は7分団ですよ、本部があって、どういうときに使うのかわからないんですけども、25台で消防団のその活動自体が当然分団には分団長、副分団長がいて部長がいる、それを勘定すると25台じゃとても対応できないんじゃないかなと思って、ちょっと心配になったもので、どういう扱いをするのか教えてください。

議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

防災安全課長（土屋 出君） まず、今回のIP無線の購入に関しましては、下田消防本部のほうが、消防署のほうですけども、IP無線を補正でとっております。それにあわせて、各分団、本部に25台を購入し、連携を図りたいというのがまず1点です。

それから、現在あるトランシーバーは通信圏が1キロから2キロぐらいということで、通常の火災のときには十分通用しますが、今回の台風15号、19号で市内全域で災害があったときに、広報とかあと巡回、それから災害調査で回ったときに、今あるトランシーバーでは対応できなかったということがありまして、また報告も滞ったということもありまして、このトランシーバーにすることによって各消防団のほうに一括で全部の分団に情報を流すことができ、また各地域で災害とか被害があった場合に、本部に直接的に連絡が来るということであります。

それから、25台ということなんですけれども、本来はさっき滝内議員が言ったように、当初は各分団長とか副分団長のほうに行きわたるような形で要求はしたんですけども、今回の場合、本部の団長に1台、副分団長2人いますので、3台、それから本部の分団長1台、副分団長に1台ということで5台、それから防災安全課の事務局に1台、それからあと19台ですけども、これについては各分団の消防車のほうに積載型という形で1台ずつ19台を合わせまして25台を配備したいということで要求させていただきました。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 滝内久生君。

7番（滝内久生君） 実際の運用については、消防積載車だけではちょっと不足じゃないかなと思うんですが、消防団のほうから要望がある程度出ていると思うんですが、県費の補助が来て、3分の1かな、残りは負担しなきゃならないんですけども、この無線機はもう少しあれば、もっと有効に利用できるんじゃないかなと思いますので、消防団の方々はボランティアでやってくれていますので、そういう要望自体はできるだけ取り込んでやってもらいたいと思っています。

今回も25台と言わず、また機会があればもう少し増やすような、そういうほうが、いっぱいあっても別に問題ないです。邪魔にならないもので、もう少し購入台数を増やして消防団活動がよりよくできるように、今後努力してもらいたいですけれども、今後の見通しを。

議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

防災安全課長（土屋 出君） ありがとうございます。次のまた補正とか、そういう形の中で再度要望していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

12番 大川敏雄君。

12番（大川敏雄君） 今回の補正で、特に建設関係で、予算の大幅な減額あるいは追加予算の増額が非常に目立つわけですが、補正予算のこれは43ページについて、何点が質問します。43ページです。

まず、道路構造物点検業務委託マイナス1,576万円出ているんですが、御承知のとおり、これは当初予算でトンネルや橋梁、長寿命化計画に基づく点検をしろということで、当初予算2,000万円上げているわけです。そのうち1,570万円減額ということですから、実質的には424万円ということですが、この大幅な減額の理由を説明してください、事業内容も含めて。

それから、次に、その下、道路法面改修工事実施設計業務委託と、これについては1,210万円、当初予算で1,210万円上げて全額減額であるわけです。これは過去の経過をちょっと見ますと、平成29年、平成30年も同じ計画予算書を出しています。御承知のとおり、当市は防災対策を最重点項目の一つにしているわけではありますが、いわゆる先ほどの課長の説明ですと、国の国土交通省の防災安全交付金がつかなかったから減額すると、こういう理由なんです。この点については、予算審査の中で市長も相当精力的に防災関連は見ていると思うんです。それが3年連続で国の予算がつかないと、これは本当に情けないことであるわけで

すが、この点については、いわゆる工事の概要そして建設課、所管課としてどのような取り組みを上級機関としてきたのか、この辺の経過について説明いただきたいと思います。

それから、課長からも説明ありましたが、建設発生土活用基本設計業務委託と、これは当初予算で箕作と須原を対象にして1,800万円当初予算に計上しました。その半額を減額したと、これの減額は須原のほうでということの説明を受けたんですが、この辺の経過をわかりやすく、こういう経過でとりあえずは減額するようになったよという説明をいただきたいと思います。

それから、次に、5205番、沿道街路事業推進事務です。これは3,084万4,000円と、県からこのうち沿道整備土地画整理事業公共施設管理者負担金として1,350万円をいただいた上で、下田市としては1,734万4,000円で、この事業を推進するということですが、ちょっと腑に落ちないのは、いわゆる下田港横枕線は県道であり、県道。それにしても、どういう事情か知らんけれども、県の負担金が少なく一般財源が多いと、県道なのに多いと、これはちょっと予算を見ても、県道でこんなことがあるんだろうかと、この辺の事業内容について、あるいはこの負担金が適正な率であるのかどうかと、こういう条例に基づいて負担金条例に基づいてこういうことでまともなんだという、そういったことがあれば説明いただきたいと思います。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 建設課長。

建設課長（白井達哉君） すみません、まず、道路事業、道路構造物点検につきましては、この減額は純粋に入札差金でございます。それだけの入札差金が出たからといって、こちらの道路構造物点検と橋梁長寿命化の事業とセットの中で、一つの枠の中で事業を組んでいますので、この構造物点検で浮いたお金という言い方もあれなんですけれども、この差金を今年度使い道がないのかということで、今、橋梁の長寿命化のほう、ゆのもと橋に取り組んでいますけれども、予定では来年度工事が終わりますので、次は本郷橋だと思っていますので、本郷橋の設計を本来だったら来年度以降要求するはずだったところを、今年度前倒しで事業の進捗を図るものでございます。

あと、それとはまた別のメニューで、道路の事業というのがあるんですけれども、そちらは本当に今おっしゃるとおり、昨年、一昨年から国庫の補助金の査定が厳しくて、要求額の半分どころか、もっと少ない額しかつかないような状況が続いております。今年度もこちらとしては設計だけでもやってしまいたいと思って要求しているんですけれども、内示も、年

度当初の内示も少なく、年度途中のよその市町の不用額とかをいただけないかと思っていたんですけれども、そちらのほうも今のところ全然望みがないので、今年度につきましてはその事業を諦めて、今後のことですけれども、もうこのメニューで要求してもつかないのであれば、もっと違う事業で取り組むことができないかということは今考えているところでございます。これでやめてしまうとかということは全然考えてなく、防災対策は重要な事業だと思っています。ただ、今の下田市が取り組んでいる補助メニューでは、この道路の法面等の工事について全然国の交付金を交付していただけない状況が続いていますので、もっと補助金のつきやすい、交付金をいただきやすい事業のメニューを探して取り組んでいきたいなと考えております。

次に、沿道街路整備事業の関係ですけれども、これはおっしゃるとおり県道下田港線の下田小学校の入り口から国道との交差点にかけての区間の県道の工事とあわせて、あの地区、一部公図と現地の混乱している区域、公図上、道路だったり水路だったりするところの上に家屋が建っていたり、逆に道路になっているところが公図上は民地だったりというところの整理を、何と言ったらいいんでしょうか、工事を伴わない区画整理のような状況、事業を利用して県道の整備とあわせてやっていこうという考えで取り組んでいるものでございます。今回、県からいただくお金とこちらが出すお金が差額があるのは、例えば一部分しか道路にかからない土地の一部が道路にかかるという人でも、中にはそこへ同じ土地を確保したまま住み続けたいという方と、逆に道路にかからないけれども、ぎりぎりかからないところでも、私は土地を譲ってもいいよという方がいらっしゃったりするので、そういったところの調整を図りながら、取り組んでいくものでございます。

今年度は、とりあえず1筆丸ごと市のほうで一旦購入して、そこに今年度の事業に係る分の用地と物件補償のお金を今年度分いただきます、一部。残りの差額につきましては、同じように土地がかかるんですけれども、私は、面積を減らしたくないという人からお金をいただいて土地を譲ったり、あるいは来年度以降、県から用地をもらったりして、今、今年度だけ見るとかなり差額が大きいようなんですけれども、来年度以降でそこはやや帳尻を合わせていくのかなと、そういう事業になっております。

以上でよろしかったですか。

〔発言する者あり〕

建設課長（白井達哉君） すみません、建設発生土の関係です。

今年度、箕作地区と須原地区の両方の基本設計をやる予定だったんですけれども、須原地

区につきましては、今、発生土を埋め立てようとしている予定地の隣接地で、やや所有者が多い共有地というか、もう相続も済んでいないようなところで、所有権者がかなり大勢いらっしゃる土地があって、最初、昨年というか今年度の途中までは、どうもそこに発生土を埋めるためには、今、連絡がとれない相続人の方全ての合意がないとだめだという話で、途中まで話が進んでいたんですけども、数か月前ぐらいからですけども、ちょっとその辺の風向きが変わってきて、国とか県が事業主体になれば発生土を受け入れられるんじゃないかと、そういうふうに話がちょっと変わってきてまして、でしたら、こちらとしては発生土は受け入れられる量が多いほうがいいですし、受け入れて平らな土地が広がれば、そのほうが活用の幅も広がりますので、そこをもうちょっと詰めてから、仕切り直し、とりあえず須原地区につきましては、ちょっと仕切り直して、今年度無理に狭い範囲での基本設計をやらなくても、来年度以降にそちら持ち越して、今年度はまず箕作から固めていこう、そういう状況でございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 大川敏雄君。

12番（大川敏雄君） 特に多くを述べませんけれども、市長あるいは副市長、やはり下田市が本当に防災対策をメインとしてやっている事業であって、それを3年も当初予算、厳しい市長や副市長が厳しい審査をし、そして議会も一応それを承認し、3年間それをただ単に国土交通省が予算をつけなかったから、すぐ諦めるというのはいささか寂しいと思うんです。やっぱりこれは事前にね、事前に必要だからこれを3年間みっちりやって、国の補助をいただいて事業をやろうと、それが下田市の防災対策に寄与するんだと、こういう信念のもとで予算を上げて、議会もそれはいいだろうと、こうしたわけですよ。ですから、こういういわゆる推移について、やっぱりよく事情経過を踏まえて、それで必要であったら国に何だと、これは付けるべきではないかという、そういう姿勢が私は大事だと思うんです。伊豆縦貫ではしょっちゅう行っているようだけれども、この種の問題も、もう3年間やっているんだから、それを12月の議会でちょっと減額したからいいという代物じゃないと思うんです。

この点については、市長、今後のこういう類いの事案に対しての市長としての姿勢は大事だと思うんで、見解をひとつ述べていただきたいと思います。

それから、建設発生土の900万円の減額はわかりました。確認したいんですけども、箕作を先行して今回は設計を作りますと、そして県とも協議をしながら、この須原地区については延期をすると、延期をするというか、埋め立てについて供用地については県で国にやって

いただこうと、こういうことであるけれども、やはり時間的な問題もあるわけだよね、時間的なね。この点については、今後、今回取り消したと、それで調整をして事業を進める場合に、須原地区はいつ頃、どういう形で予算化していくかと、やっぱりどちらにしても設計を作らなきゃならない。その辺の今後のこういう事案に対して今回減額したと。じゃ、次のある段階で、つまり来年の当初予算になるのか、あるいは夏頃になるのか、こういった話をけりをつけて対応するという姿勢がないとまずいと思うんですが、その辺もう一度説明いただきたいと思うんです。

それから、沿道街路事業、下田港横枕線ですが、公函が大変複雑になっていると、今回の場合は、一旦下田市が買って、その土地の案分で県の街路用地に必要な部分と案分で負担しようというのがこの予算だということですが、これ、僕なんかは伊豆縦貫でもそうだけれども、県道を拡幅したり整備するんだから、何か負担金の条例があれば別だけれども、なくてやる場合には、もう少し県の例えば道路の改修のときには下田市は10%の負担するとか、そういう制度になっているんですよね。これは余りにも、予算を見たときに県道でこんな事業負担を下田市はするのかと、こういう疑問が出るわけですが、これらの算出のいわゆる県と市の、特に負担金だから市の条例みたいのは僕はないと思うんだけど、あるんですか。

議長（小泉孝敬君） 建設課長。

建設課長（白井達哉君） すみません、まず、須原の候補地の関係ですけれども、今の予定では新年度当初ではなく、来年度の補正でお願いするようなタイミングになるかと今考えております。

県道の拡幅だけを考えれば、下田市はそれに対しての15%という負担金だけで済んでいましてけれども、今回、沿道街路整備事業といって別の事業に取り組んで、たまたま同じ場所なので、そこも先ほどもお話ししたと思いますけれども、今年度の予算だけを見ると下田市の出しが多いですという形になっていますけれども、トータルで考えればそれほど出しにならないような事業計画をさせてもらっていますので、そこは、すみません、御理解いただきたいと思います。

すみません、防災事業につきましても、担当課としましてもこれでいいと思っているわけではなく、要望しなければもう要らないのかということと知られても困りますので、毎年毎年要望は上げさせていただいているんですけれども、付かないという状況で、我々としては大事だと思っている、その気持ちは議員に負けないほどだと思っております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 副市長。

副市長（土屋徳幸君） 道路の法面工事関係の関連予算について、特財がいわゆる国庫の関係について予算がなかなか付かないというところで、当然市としては強い意思を持って当初予算の段階で事業を計上させていただいているわけですが、今、担当課長のほうからもお話がありましたとおり、結果的には国の予算が付かなかったということで、断念せざるを得ないような状態に陥っているような状況であります。

しかしながら、やはりそれは議員おっしゃるとおり、予算に計上する以上は、市の姿勢としてこれは実現させるという強い意識のあらわれでございますので、まことに申しわけございません。今回についてはこのような形になりましたけれども、今後は工事等について強く要望し、なおかつある意味でいえば、自民党さんのお力もいただきながら、国会議員の皆さん方にもお願いするような努力をして、やはり特定財源の確保に努めていきたいというふうにも市長も考えておられますので、そのように考えております。

よろしく申し上げます。

議長（小泉孝敬君） 市長。

市長（福井祐輔君） 国への補助金の要請なんですけれども、ほかにも市として例えば浜崎小学校の東館の建て替えとか、あるいはいろいろな整備のものについて国会議員にもいろいろお願いして、それが徐々に成功を結びまして形になってきているんですけれども、この橋の件につきましては、私も少し甘かったのかなと。

〔発言する者あり〕

市長（福井祐輔君） 道路法面ね、法面の工事については、私も甘かったのか、これぐらいだったらすぐ付くだろうというふうな形で思っていましたけれども、3年連続ではねられたということでございますので、これからまた強く要望していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 大川敏雄君、3回目。

12番（大川敏雄君） 年寄りの議員が1回目の予算だったら言わないけれども、3年連続だから、やっぱり、しかも大重要政策として市長が3つのうち1つに上げているんだから、これは課長から来たら、よし、交渉するぞと、こういう姿勢にならなきゃだめです。是非そういうことを踏まえていただいて、善処していただきたい、よろしくどうぞ。

終わりにします。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 今、大川さんが御質問なされた予算書の43ページの5205沿道事業の推進事業でありますけれども、これについての沿道事業の用地費と物件移転費だと、こういうことで予算されておりますが、もう少しこちら辺を具体的にさせていただきたいと思うわけです。具体的というのは、場所はどこだということを含めてですね。

それから、概要書のほうの8ページ、9ページに庁舎の用地購入ということで142万2,000円の増額、あるいは総務課の市有地法面復旧工事、先ほど市長が言われたことかもしれませんが、300万円のこの内容ですね。

それから、説明書の概要のほうの14ページのポケットパークのこの前節、1節に272万6,000円の予算措置をされておりますが、これがどういう事情なのかお尋ねをしたい。

それから、わずかではあります、16ページの丸山住宅の修繕費1軒、77万5,000円出ておりますが、これは住宅の内容からいきますと、もう1軒ではなくて何軒も出てくるような気がするんですけれども、どういうことで1軒の対象になったのかということでもあります。

それから、同じ16ページの吉田松陰の寓寄処の土地は前にも購入するという話があったかと思いますが、5,100万円で購入して、失礼、510万円、単位を間違えまして、510万円で購入して、その後の対応を含めて見解をお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 建設課長。

建設課長（白井達哉君） すみません、沿道街路整備事業のところですが、すみません、ここはこれから契約のところなので、この場で具体的な名前とか面積とか、その辺は差し控えさせてください。筆的には1つで考えております、今年度。

ポケットパークと駐車場の補償費ですが、電柱の移転が4本と、あと地中の埋設線一式の移転費用でございます。

丸山住宅ですが、さきの強風で上屋が崩れてしまった建物が1軒ありまして、その崩れたものの処理を取り急ぎやりたいと考えているものでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） 私のほうから、庁舎の用地費に関してですが、庁舎の取得に当たりまして、当初建設予定地1億5,660万円と道路の進入関連用地費620万円を見込み、計1億6,280万円を見込んでいたところですが、今回の建設用地の取得に当たりまし

て、一部に不可物、それは何かといいますとアスファルト構造物と石積み構造物、補償費に影響する物件が生じたので、それに不足する分90万円と12万4,000円、プラス、すみません、これは事務的ミスでございますが、土地の印紙代13万円が生じまして、それに不足分を今回補正させていただくものでございます。

議長（小泉孝敬君） 総務課長。

総務課長（日吉由起美君） 私のほうは、市有地の法面の復旧工事ということで、台風15号におきまして市有地から倒木がありまして、その倒れた木については復旧工事は終わったんですけれども、実際どけてみましたら、市有地の法面のところが崩れやすくなっているということで、そのままでは危険だということで幅13メートルぐらいですけれども、そちらのほうの法面を修繕したいということでございます。

以上です。

すみません、白浜でございます。

議長（小泉孝敬君） 13番、よろしいですか。13番、沢登さん、手を挙げて。

13番（沢登英信君） 終わります。

議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木美鈴君） 吉田松陰寓寄処は、歴史のまち下田にとって開国の歴史を語る上でどうしても必要な重要な施設であります。それをやはりこれは昭和16年に県指定の史跡となりました。それで昭和55年に建物を所有者から寄贈されております。今回、土地についてはずっと所有者のままだったんですけれども、持っている方も高齢化されておまして、また、相続の関係も交じりますと、その土地について安定的な保存活用ができませんということで、県の補助金を使って熱意を持って行ったところ、補助金で購入できるようになったわけです。なので、所有者から購入いたしまして、下田市の土地になるわけですけれども、これによってこの史跡が安定的な保存と活用できる史跡になるわけです。その下田市の歴史の1ページを語る、開国の歴史を語る1ページのものとして大切に保存・活用をしていきたいと存じます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっている議第85号議案は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託します。

次に、議第86号 令和元年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わり、ただいま議題となっております議第86号議案は、総務文教委員会に付託します。

次に、議第87号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第87号議案は、産業厚生委員会に付託します。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託します。

次に、議第88号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第88号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託します。

次に、議第89号 令和元年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第89号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託します。

次に、議第90号 令和元年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第90号議案は、産業厚生委員会に付託します。

次に、議第91号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第91号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第92号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第92号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議長（小泉孝敬君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会します。

17、18日は、それぞれの各常任委員会の審査をお願いします。19日、本会議を午前10時から開催いたしますので、御参集のほどよろしくをお願いします。

本日は御苦労さまでした。

午後 3時14分散会